

総務常任委員会会議録			
日 時	令和6年 9月18日 (水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時22分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松岩委員長、小池副委員長、白川・松井・佐々木各委員		
説明員	総務・総合政策・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白川委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「令和5年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について」

○（総務）栗山主幹

小樽市職員倫理条例第24条の規定に基づき、令和5年度における同条例の運用状況について御報告させていただきます。

資料を御覧ください。

まず、条例第14条の規定に基づく職員からの公益通報につきましては、令和5年度におきましては、該当はございませんでした。

次に、条例第22条の規定に基づく市民からの公益目的通報につきましても、令和5年度におきましては、該当はございませんでした。

次に、条例第12条の規定に基づく不当要求行為等報告につきましても、令和5年度におきましては、該当はございませんでした。

次に、条例第6条に規定されている職員研修の実施につきましては、令和5年度は、合計で60件の研修を実施し、延べ1,529人が受講しました。そのうちコンプライアンス、公務員倫理、地方公務員法及びリスクマネジメントに関する研修につきましては、9件実施し、延べ291人が受講しました。

○委員長

「小樽市人材育成基本方針改定（案）について」

○（総務）職員課長

小樽市人材育成基本方針改定（案）について御説明をさせていただきます。

資料の冒頭にあります改定の概要を御覧いただきたいと思います。

まず、改定理由のところではありますが、本市の人材育成基本方針は、平成30年4月に直近の改定を行っておりますが、生産年齢人口の減少、デジタル社会の進展など、自治体を取り巻く環境が大きく変化中、複雑・多様化する行政課題に対応する上で、人材育成・確保の重要性が高まっていることなどを受け、国が発出している人材育成基本方針策定指針が、昨年12月に26年ぶりに改定されました。

改定後の国の指針では、人材育成に加え、人材確保、職場環境整備、デジタル人材の育成・確保という四つの視点での検討すべき事項・留意点が示されており、本市においても、定年延長やデジタル化に対応した人材育成や職場環境改善などの取組が必要であることから、今回、人材育成基本方針の改定を行うものでございます。

体系のところではありますが、まず、基本理念があり、目指すべき職員像があり、求められる意識・能力・役割があり、職位や職種に応じた標準職務遂行能力があり、本市の現状や、昨年夏に実施した職員アンケートの分析結果と課題を載せ、取組の方向性として、国の指針で示されました四つの視点のうち、人材確保、人材育成、職場環境の整備の三つを掲げ、四つ目のデジタル人材育成については、大本の人材育成に内包する形とし、具体的取組事項を示し、最後に、取組の検証を行うためのKGI、KPIを、今回、初めて設定しております。

人材確保、人材育成、職場環境の整備という三つの視点については、内容としましては、現在の本市の人材育成基本方針にも含まれておりますが、三本柱のような形ではなく、内容の濃淡もありましたので、今回、改めて整理しております。

主な改定箇所以降につきましては、小樽市人材育成基本方針（案）の本体を御覧いただきたいと思ます。

まず、小樽市人材育成基本方針（案）本体の3ページ、PDFでは6ページになりますが、「(1) 目指すべき職員像」については、市民の皆さんとの連携などに関する文言を追加しておりますが、「市民の目線に立った職員」以下の5本の柱の部分については変わっておりません。

次に、4ページから6ページの職員に求められる意識及び能力につきましても、DXなどに関するものを追加しておりますが、「職務遂行能力」以下の四つの柱の部分については変わっておりません。

次に、7ページから8ページの職員に求められる役割につきましても、階層ごとの役割は、基本的に変わっておりませんが、定年延長職員や再任用職員、会計年度任用職員に求められる役割ということで、今回、新たに定めております。

次に、9ページから16ページに「4 本市の現状と課題」とありますが、時間外勤務や男性の育児休業取得など職場環境整備に関しての本市と他都市の比較分析を追加したほか、昨年夏に実施した職員アンケートの分析結果を載せております。

次に、17ページから27ページの「5 取組の方向性」でございますが、(1) 人材確保、(2) 人材育成、(3) 職場環境の整備という三つの視点で項目を掲げており、それぞれの項目については記載しているとおりなのですが、今回、新たに追加したものとしましては、まず、17ページからの(1) 人材確保の部分では、②職員の早期離職防止対策の推進、③効率的な組織体制の整備になります。

それから、19ページからの(2) 人材育成の部分ですけれども、①人材育成プログラムの整備、⑥ベテラン職員の知見の継承、⑦職員の主体的なキャリア形成支援、⑧デジタル人材育成が新たなものになります。

この関連で、20ページの「人材育成プログラム（検討中の項目を含む。）」と23ページの「キャリアパス（行政職）」、25ページの「求められるデジタル人材」を今回、初めて定めております。

次に、26ページからの(3) 職場環境の整備につきまして新しいものは、①ワークライフバランスの実現、⑤人事評価結果の給与等への反映、⑥チャレンジを推奨する組織、⑦エンゲージメント向上に関する取組となっております。

次に、28ページから29ページに「6 具体的取組事項」とありますけれども、こちらに表で載せておりますものが、方向性ごとの具体的取組事項になりまして、既に行っているものもありますが、取組の方向性に掲げた項目ごとの具体的取組を、今後に向けて検討するというものまで、それぞれ掲載しております。

次に、30ページにありますのが、KGI・KPIでして、具体的取組の成果指標としましてKGIを、進捗状況を検証する指標としてKPIを設定しております。

31ページ以降につきましては、(1) 標準職務遂行能力などの資料編となっております。

小樽市人材育成基本方針（案）の全体としましては、目指すべき職員像などの根本的な部分を変えておりませんが、国から示された策定指針を踏まえまして構成の直しをして、デジタル化や早期離職者の増加などの新たな課題とそれに対する取組という部分でアップデートしたというのが今回の改定の趣旨になります。

最後に、今後のスケジュールとしましては、本日、委員の皆様にご報告させていただいておりますが、今後、必要に応じて改定案を修正し、庁内オーソライズを得て、この小樽市人材育成基本方針（案）を確定させて、第4回定例会総務常任委員会で確定版の御報告といったことを現在、想定しているところであります。

○委員長

「小樽市地域防災計画の改訂について」

「令和6年度小樽市総合防災訓練の概要について」

○（総務）災害対策室北出主幹

小樽市地域防災計画の改訂について御報告いたします。

「1. 改訂理由」について、令和6年第1回総務常任委員会で御報告しておりますが、平成9年度の計画改訂から25年以上が経過し、これまで部分的な修正・加筆を繰り返しており、「総則」を読んだだけでは全体像が把握できないことや災害種別ごとの行動計画などが不明瞭な状態であったため、このたび、全面的に体系の見直しを実施いたしました。

「2. 改訂経過」についてですが、令和6年2月小樽市防災会議で改訂の手続に入ることの報告を行い、令和6年5月から6月にパブリックコメントを実施し、3名の方から28件の意見がありました。

いただいた主な意見といたしましては、市民の心構えについての項目では、情報の取得に関することを追記してはどうか、災害通信手段の整備についての項目では、デジタルを意識した取組をしてはどうか、また一方で、災害時に通信網や電気関係が機能するとは思えないので、デジタルだけに頼らない取組も必要ではないかなどの意見がありました。

パブリックコメントの結果を踏まえ、小樽市地域防災計画の改訂案を作成し、小樽市防災会議で審議いただき、承認が得られたため、小樽市地域防災計画の改訂を行ったところであります。

今回、反映できなかったパブリックコメントの意見につきましては、今後の取組の参考としていきたいと考えています。

なお、「3. 主な改訂の概要」につきましては、記載のとおりであります。

引き続き、令和6年度小樽市総合防災訓練の概要について御報告いたします。

今年度の訓練は、「1. 防災講話」、「2. 総合防災訓練」、「3. 北海道シェイクアウト訓練」の3項目を小樽市総合防災訓練として位置づけ、実施いたしました。

一つ目の防災講話は、北海道から石川県輪島市へ連絡員として2回派遣され、今回の小樽市総合防災訓練でも支援いただいた渡島総合振興局の橋本危機対策推進幹を講師として、「令和6年能登半島地震対応の実情と課題等」と題し、現地での経験談を踏まえ、各部局長、各部局の庶務担当課長などを対象に講話を実施いたしました。

二つ目の総合防災訓練は、令和4年度と同様に、洪水・土砂災害対応に伴う災害対策本部訓練、実動訓練及び今年度初めて、避難所開設・運営訓練を3か所同時並行的に実施いたしました。

災害対策本部訓練は、実際に災害が起きた際、使用する予定の消防庁舎6階講堂で、市長記者会見、本部運営訓練、本部会議訓練を実施いたしました。

実動訓練は、天神の市民消防防災研修センターで13機関参加の下、土砂災害関係機関合同訓練、患者救出・搬送等訓練などを実施しました。

避難所開設・運営訓練は、桜の東小樽会館で、町内会会員と市職員、関係機関による避難所開設・運営訓練、避難所通信確保訓練、警察による避難所巡回訓練、広報活動及び応急給水活動訓練を実施いたしました。

三つ目の北海道シェイクアウト訓練は、北海道主催の防災訓練に市として参加いたしまして、地震の揺れから身を守る安全行動として、「まず低く」、「頭を守り」、「動かない」を市庁舎などで一斉に実施したほか、水道局においては、プラスワン訓練として、来庁者役の職員を避難所場所まで誘導する訓練を実施いたしました。

今後、参加された機関などからいただいた意見などを参考に、引き続き訓練の向上に向け、小樽市防災会議で検討していきたいと考えています。

○委員長

「第7次小樽市総合計画の中間見直しに係る経過報告について」

○（総合政策）企画政策室島谷主幹

第7次小樽市総合計画の中間見直しに係る経過報告について、これまでの経過と今後の予定について御報告いたします。

総合計画基本構想の変更につきましては、本年第1回定例会において、議決をいただいておりますが、その後、

全庁的な体制の下で第7次小樽市総合計画基本計画の改訂の検討を進め、7月末までに第7次小樽市総合計画基本計画改訂原案を作成いたしました。

見直しに当たりましては、人口減少対策に関する記載の強化や、DX、ゼロカーボンについての記載など、総合計画基本構想の改訂内容などを踏まえた対応、近年の社会問題、状況変化への対応、主な取組に関して各施策の進捗状況を踏まえた見直し、指標や目標値の妥当性の点検、以上、四つの視点で見直しております。

第7次小樽市総合計画基本計画の改訂原案につきましては、各議員へ配付するとともに、8月1日に小樽市総合計画審議会へ諮問し、二つの分科会に別れて審議を進めていただいているところであり、答申の決定は、11月頃を想定しております。

また、パブリックコメントにつきましても、8月1日から30日までの期間で意見の募集を行ったところであり、いただいた御意見について、現在、整理を行っているところです。

今後は、パブリックコメントの結果と答申を踏まえて案の調整を行い、本年第4回定例会総務常任委員会で、最終案を報告し、改訂する予定です。

○委員長

「小樽市ネーミングライツ導入ガイドライン」の策定について」

○（財政）佐藤主幹

本市では、昨年12月に策定した小樽市中長期財政収支計画において、新たな財源確保策として、ネーミングライツの導入に取り組むこととしております。

このたび、本市におけるネーミングライツの基本的なルールとして、小樽市ネーミングライツ導入ガイドラインを策定しましたので御報告するものです。

ガイドラインの概要について御説明いたします。

資料の1ページ目を御覧ください。

「2 ネーミングライツについて」の（1）目的と概要では、ネーミングライツは、市の施設等に愛称を付与し、その対価として、市がネーミングライツ料や役務等の提供を受けることにより、市民サービスの継続的な実施や質の向上等に寄与することを目的としている旨を記載しております。

「3 愛称について」では、愛称は分かりやすいものであることや愛称の対象外とするものを記載しているほか、愛称の使用期間は5年を基本とし、原則、中途の変更はできないものとしております。

2ページ目、「4 スポンサー企業について」では、スポンサー企業の条件を、「5 対象施設等」では、対象となる施設等について記載しております。対象につきましては、項目として挙げているものを除き、所管部署が選定して、期間を定めて募集を行うこととしております。

3ページ目以降は、主に、所管部署における事務手続の方法や進め方を記載しておりますが、事業者の募集における条件の設定や事業者の選定に当たっては、財政部と所管部等でネーミングライツ選定委員会を組織して、協議の上、決定していくこととしております。

本ガイドラインは10月から運用を開始することとしておりますので、今後は、ガイドラインに沿って、ネーミングライツの導入に向けて、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○委員長

「小樽市宿泊税条例（原案の概要）」に係るパブリックコメントの実施について」

○（財政）市民税課長

小樽市宿泊税条例（原案の概要）に係るパブリックコメントの実施について御報告いたします。

本市におきましては、新たな行政需要に対応するための安定的な新たな財源の確保に向けまして、令和元年から宿泊税の導入について検討を行い、これまでの間、同じく導入予定の北海道や道内各市町村との調整、総務省との

意見交換などを進めてまいりました。

このたび、令和8年4月の徴税開始を目指しまして、宿泊税条例（原案の概要）を作成しましたことから、この原案の概要についてパブリックコメントを実施し、市民の皆様から意見を募集いたします。

資料を御覧ください。

原案の概要につきましては、「1 宿泊税導入の必要性と目的」から「4 今後の想定スケジュール（R8.4月導入の場合）」まで、4項目で構成しております。

1ページ、「1 宿泊税導入の必要性と目的」といたしまして、小樽市の観光の課題、宿泊税検討の経緯、使途について記載しております。

次に、3ページから6ページまで、「2 小樽市宿泊税条例（原案の概要）」といたしまして、宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に宿泊税を課すこと、税率は宿泊者1人1泊につき200円の定額制とすること、宿泊税は宿泊施設において宿泊料金と併せて徴収し、その後、本市に申告と納入していただく特別徴収の方法によることなど、宿泊税を導入するに当たり、条例に定めるべき事項について整理しております。

次に、7ページ、「3 その他」といたしまして、条例案には記載はございませんが、宿泊税を徴収していただく事業者の方への支援のため、宿泊税納入額に一定の割合を乗じた金額を交付する制度の検討、また、同時期に北海道が宿泊税を導入した場合、本市が北海道分もまとめて徴収する取扱いについても併せて整理しております。

最後に、「4 今後の想定スケジュール（R8.4月導入の場合）」としまして、条例案の審議、総務大臣協議、市民や観光客の皆様及び宿泊事業者の方への周知など、令和8年4月に宿泊税を導入する場合に、今後、想定される取組、その時期などについて整理しております。

この資料をもちまして、今後、10月1日から10月31日までパブリックコメントを実施し、11月中に皆様からいただいた意見の取りまとめと市としての考え方を整理した上で、令和6年第4回定例会において、条例案の提出を行う予定でございます。

○委員長

「新総合体育館整備における実施方針（案）及び要求水準書（案）について」

○（教育）木村主幹

先日9月3日に公表いたしました小樽市新総合体育館整備における実施方針（案）及び要求水準書（案）の概要について御報告いたします。

初めに、実施方針（案）の1ページを御覧ください。

「第1章 事業の目的及び内容に関する事項」になりますが、本事業の対象施設や事業の目的、2ページでは、整備方針といった事項などを記載しています。

3ページの「6. 本事業の概要」では、事業方式を設計施工一括発注方式で実施すること、事業期間は、令和12年3月末日までであり、「7. 本事業の対象範囲」は、設計業務と建設・工事監理業務で、記載の事業を行うこととされています。

5ページからは、第2章になりますけれども、「第1節 募集及び選定方法」について、価格と能力等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式とすること、「第2節 募集及び選定の手順」の「1. 募集及び選定スケジュール」については、下表を御覧ください。

主なものは、令和7年1月上旬に入札の公告、4月上旬に参加表明書の提出、6月上旬に入札及び提案を受け、8月下旬に事業者とのヒアリングを行い、9月上旬に落札者を決定し、令和7年12月に本契約と進んでいく予定であります。

9ページからは、第3節になりますが、「1. 入札参加者の構成等」についてであります。（1）では、入札参加者は、複数の企業による共同企業体とすること、（2）から（4）では、代表企業と構成員について必要な事項を明

記しています。(5)では、地元配慮要件として、具体的には、構成員や下請企業には市内企業を加えるよう努めることの規定や、市内企業の育成や地域経済に配慮することなどを盛り込んでいます。

「2. 業務実施企業の参加資格要件」では、設計業務、建設業務、工事監理業務を行う者の要件として、本市の入札参加資格者名簿への登録や施工実績要件といったことを盛り込んでおり、10ページ、(2)建設業務を行う者については、これらの条件に加え、「エ 小樽市内に本店を有する者が1社以上含まれていること。」としております。

13ページからは、第5節になりますが、事業者からの提案を受けた者について、資格審査と提案審査の2段階審査を行うこととしています。提案審査では、技術提案に加えまして、価格に関する審査も行います。

「2. 選考委員会の設置」につきましては、下表のと通りの委員であります。

15ページから「第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項」として、表4-1「事業予定地の概要」を、16ページに表4-2「既存体育館の概要」を、16ページから17ページにかけて表4-3「整備対象施設」で、小樽市新総合体育館の施設概要、必要な諸室等を記載しております。

18ページ以降は、事業の継続が困難となった場合の対応やリスク分担の考え方など、契約に関する事項を規定しております。

続きまして、「要求水準書(案)」について御説明いたします。

資料を御覧ください。

1ページから11ページまでは、「第1章 総則」になりますが、ただいま御説明した実施方針(案)と重複しますので、説明は省略させていただきます。

12ページを御覧ください。

「第2章 設計業務」についてですが、設計業務全体の構成として、第1節では、施設全般における基本的な考え方を示し、第2節では、諸室ごとに必要な水準を規定しています。

まず、第1節の「1. 意匠計画の考え方」では、12ページの(1)では、全体配置について、13ページの(2)では、必要諸室・備品等について、(3)では、内外部の仕上計画について、14ページの(4)では、ユニバーサルデザインについて、四つに分けて、それぞれに必要な水準を規定しています。

14ページ下段の「2. 周辺環境・地球環境への配慮」のうち、(2)環境保全・環境負荷低減では、地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討することとし、省エネルギー性などに配慮したシステムを採用するなど、ZEB Oriented以上の性能確保を求めています。

15ページ中段から、「3. 防災安全計画の考え方」として、16ページになりますが、表2-1、表2-2では、災害規模に応じて、小樽市新総合体育館が避難所や代替庁舎として運用されることに配慮して設計することを求めています。

17ページの(3)では、フェーズフリーの概念の導入について、事業者から様々な提案を求めることとしています。

18ページから25ページの「5. 設備計画の考え方」では、想定される設備として、電気設備や空調換気設備、給排水設備などの必要な水準についてそれぞれ規定しております。

27ページからは、「第2節 設計業務対象施設に係る要件」として、本市が小樽市新総合体育館やプールの諸室に求める性能を室ごとに記載しています。

ここからは、具体的な諸室の水準について、幾つか抜粋して説明いたします。

27ページ、(1)体育館、「ア 共通」、bでは、メインアリーナ・サブアリーナでの大会開催時にも、他の諸室を市民が利用できる配置とすることや、dでは、メインアリーナ・サブアリーナは同時に利用でき、かつ独立しても利用できるような配置計画とすることなどを記載しております。

29ページ、「イ メインアリーナ」の(ア)競技場のaでは、日常の練習や競技大会の利用に加え、スポーツの興

行やイベント、コンサート会場としての利用を想定していること。

31ページ下段、「エ 多目的室」、(ア) 多目的室の a では、ヨガ・ダンス等の軽運動、展示会などのイベントなどの利用を想定していること。

32ページ下段、「カ キッズスペース」の (ア) キッズルームの a では、幼児の体力づくりや体を動かす楽しさを体感できるスペースとし、c として、魅力ある遊具を設置し、市民が体育館を訪れる機会を創出すること、さらに、d として規模は可能な限り広い面積とすることなどとしております。

36ページ中段、「イ プール」の (ア) 水泳用プールの a では、25メートルの短水路とし、6 レーン以上とすることを基本としつつ、平面計画の工夫等により、7 レーンでの提案を期待していることや、c では、公認プールとすることなどを明記しています。

40ページ中段、「ウ 市民交流スペース」の b では、開放感のある明るい空間とし、訪れやすく、居心地のよい場づくりに配慮することや、d では、キッズスペース、エントランスホール等と連続する空間として整備し、様々なイベントを実施し、にぎわい創出が可能なスペースとすることなどを規定しています。

46ページからは、設計業務を行う事業者に対して、業務範囲や業務期間、提出書類などを規定しております。

また、51ページ、「第3章 建設・工事監理業務」からは、建設・工事監理業務を行う事業者に対して、同様の規定を明記しております。

○委員長

「小樽市いじめ防止基本方針」の改定について」

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

小樽市いじめ防止基本方針の改定について、令和6年第2回定例会総務常任委員会で説明させていただき、7月1日より30日間、パブリックコメントを実施して、市民の皆様からも御意見をいただいた上で、本基本方針を改定しましたので御報告いたします。

資料の最後のページを御覧ください。

パブリックコメントを実施したところ、お一人の市民から4件の御意見をいただきました。

1点目につきましては、文部科学省が改訂した生徒指導提要において、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確に進めるためには、管理職のリーダーシップの下、協働的な指導、相談体制を構築することが不可欠であると明記されるとともに、中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」においても、学校が複雑化・多様化した課題を解決するためには、校長のリーダーシップの下、教員がチームとして取り組むことができるような体制を整えることが明記されていることから、今回の改定で追記しており、校長は、教職員等の意見も聞いた上で、対応等について判断するものと考えておりますので、原案のとおりといたします。

2点目につきましては、北海道いじめ問題審議会において、児童・生徒の多様な背景の一つに、文化的要因があることを記載すべきであるという御意見を踏まえ、北海道アイヌ政策推進方策に基づき、道のいじめ防止基本方針に追記されており、本市においても、アイヌ文化等について学習する機会の充実が必要であることから、原案のとおりといたします。

3点目につきましては、文部科学省が改訂した生徒指導提要において、学校いじめ対策組織が実効的な機能を果たすためには、教職員間での情報や対応方針の可視化を図ることが大切であり、組織が真に機能するためには、無知・心配性・迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だと思える、発言することへの安心感を持てる状態をつくり出すことが不可欠であると明記されるとともに、先ほどの繰り返しになりますが、中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」においても、学校が複雑化・多様化した課題を解決するためには、校長のリーダーシップの下、教員がチームとして取り組むことができるような体制を整

えることが明記されていることから、今回の改定で追記しており、管理職がリーダーシップを発揮し、教職員が相談しやすい環境を整えることが必要であると考えておりますので、原案のとおりといたします。

最後の4点目の個人情報の取扱いにつきましては、個人情報保護法に基づき、適切に管理することになっていることから、原案のとおりといたします。

次に、資料の最初にあります、小樽市いじめ防止基本方針の19ページを御覧ください。

こちらは、重大事態発生時のフロー図になりますが、より分かりやすくしたほうがよいという御指摘を受け、フロー図を以前のものよりも、より分かりやすい形に変更しております。

今後の予定ですが、小樽市いじめ防止基本方針に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等を公表するとともに、本基本方針をホームページにて公表してまいります。また、各小・中学校へ通知し、本市の基本方針の改定内容を踏まえた点検・見直しを行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行うよう指導してまいります。

○委員長

「小樽市立学校における働き方改革行動計画（第3期）」について」

「小樽市教育推進計画」の中間見直しについて」

○（教育）教育総務課長

小樽市立学校における働き方改革行動計画（第3期）について御説明いたします。

本行動計画は、教員の長時間労働の解消に向け、学校における働き方改革を進める上での業務改善の取組を計画的に実施するために策定したもので、行動計画（第3期）は行動計画（第2期）の課題を踏まえ、令和6年3月に道教委が作成した、学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第3期）に準拠し、令和6年8月に作成いたしました。

それでは、行動計画（第3期）の1ページを御覧ください。

「2 これまでの取組の成果」として、行動計画（第2期）では、教育職員の時間外在校等時間を1人当たり月45時間以内、年360時間以内を達成することを目標に取組を進めてまいりました。【成果】の（1）行動計画（第2期）における市教委の主な取組の達成状況に記載のとおり、市教委の主な取組としては、校務支援システムの市内全小・中学校への導入、労働安全衛生体制の整備、時間外在校等時間の公表などを達成しております。

また、（2）その他の成果では、拠点校方式による合同部活動の実施による教職員の負担軽減を図ったところです。

次に、2ページ、【課題】についてでございますが、時間外在校等時間は、目標の時数を下回ることができませんでした。具体的な数値につきましては、記載のとおり、令和5年度の本市における時間外在校等時間については、年間360時間を超過した教職員の割合が39%、月45時間を一度でも超過した教職員の割合が42%となっております。

この現状を受けた「3 行動計画（第3期）の基本的な方針」では、（2）目標と目指す姿、重視する視点、取組及び取組期間で、行動計画（第2期）及び北海道のアクション・プラン（第3期）と同様に、引き続き、【目標】を時間外在校等時間を月45時間以内、年360時間以内としております。

また、【目指す姿】を教員一人一人が「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進とし、3ページでは、【重視する視点】として、図で示しておりますとおり、ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子供たちの学びの伸長を図ること。未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築すること。コミュニティ・スクールと地域学校共同活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現することとしております。

【取組期間】は、令和6年度から令和8年度までの3年間としております。

次に、6ページ以降、「4 具体的な取組」では、26の取組を記載しております。

この中でも重点的な取組をしているものが六つありまして、（1）校務の効率化と役割分担の推進の項目では、①ICTの活用による校務効率化の推進、②保護者・地域等との連携協働が重点項目となっております。

次に、8ページ、(2)部活動指導に関わる負担の軽減の項目では、①部活動休養日等の完全実施が、次に9ページ、(3)学校運営体制の見直しなどによる改善の項目では、①教頭の業務軽減が、次に、12ページ、(4)意識の変容を促す取組の項目では、①働き方改革の意識を高める取組の推進が、次に、15ページ、(5)学校サポート体制の充実の項目では、①メンタルヘルス対策の推進等が重点的な取組となっております。

今後、市教委と学校で連携して、本行動計画を着実に実施し、働き方改革を進めてまいりたいと考えております。続きまして、小樽市教育推進計画の中間見直しについて御説明いたします。

教育委員会では、現在行われている第7次小樽市総合計画の中間見直しに合わせて、小樽市教育推進計画の中間見直し作業を行います。

今後のスケジュールといたしましては、関係団体の御意見などを伺い、計画の修正が必要な場合は、11月の教育委員会定例会で改定案について協議し、令和6年第4回定例会総務常任委員会で、改定案を報告して質疑していただき、その内容を踏まえて、改めて、令和7年2月の教育委員会定例会で審議し、結果を令和7年第1回定例会総務常任委員会で報告いたしたいと考えております。

○委員長

「第2次小樽市文化芸術振興基本計画」の中間見直しについて」

○(教育)生涯学習課長

第2次小樽市文化芸術振興基本計画の中間見直しについて御報告いたします。

生涯学習課では、現在行われている第7次小樽市総合計画の中間見直しに合わせて、第2次小樽市文化芸術振興基本計画の中間見直し作業を行います。

今後のスケジュールとしましては、条例上、意見を聞くこととなっている文化芸術審議会のほか、教育委員や社会教育委員などからの意見を集約し、計画の修正を行う場合は、令和6年第4回定例会総務常任委員会で改定案を報告して質疑していただき、その内容を踏まえて、改めて文化芸術審議会で審議し、市長決裁を経て最終決定した内容について、令和7年第1回定例会総務常任委員会で報告いたしたいと考えております。

○委員長

「小樽市子どもの読書活動推進計画」の中間見直しについて」

○(教育)図書館副館長

小樽市子どもの読書活動推進計画の中間見直しについて御説明いたします。

図書館では、現在行われている第7次小樽市総合計画の中間見直しに合わせて、小樽市子どもの読書活動推進計画の中間見直し作業を行います。

今後のスケジュールといたしましては、関係団体の御意見などを伺い、計画の修正が必要な場合は、11月の教育委員会定例会で改定案について協議し、令和6年第4回定例会総務常任委員会で改定案を報告して、質疑していただき、その内容を踏まえて、改めて令和7年2月の教育委員会定例会で審議し、結果につきましては、令和7年第1回定例会総務常任委員会で、報告いたしたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第26号について」

○松井委員

提案者を代表して、議案第26号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

今年、広島と長崎に原爆が投下されて79年です。来年の被爆80年を前に、高齢の被爆者が生きている間に、核兵器廃絶への歩み、一歩でも前へと願い、核兵器の恐ろしさ、残酷さを伝えるために行動しています。

世界では、ウクライナ侵略を続けるロシアのプーチン政権が核演習や核威嚇を行い、米国をはじめ、NATO、

北大西洋条約機構諸国も核抑止力の拡大・強化を唱えるなど、核をめぐる危険な情勢となっています。

そして、日本政府もまた、その米国の核戦略に縛られ、核抑止力の拡大・強化に追随する姿勢を取っています。唯一の戦争被爆国であり、戦争の放棄と国際紛争の解決を憲法で誓った国として、日本政府に求められているのは被爆国にふさわしい自主的・平和的外交です。日本政府の政治決断を後押ししていくためにも、地方から核兵器廃絶の世論を高めていくことが重要です。

小樽市は、1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

各会派の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、立憲・市民連合、自民党、みらい、公明党、共産党の順といたします。

立憲・市民連合。

○佐々木委員

◎消防団について

1点目は、消防団についてお伺いいたします。

消防団活動の重要性というのは、今さら言うまでもないことですし、火災発生の際だけでなく、近年の大規模災害時の地域での活動の重要性というのは増すばかりであろうと思います。

ところが、全国的に消防団員数が減少しているとのことで、これは少し古い資料なのかもしれませんが、本市においても、2022年度の行政評価調書において見てみますと、消防団員の充足率が指標とされて、目標値は90%としているのですけれども、2019年度は73%、2021年度は64%と、逆に低下しているということが表されていました。

そこでお聞きするのは、まず先に消防団員数減少というのは全国的な傾向とされていますが、それを表す数字をお示しいただき、その原因についてお聞かせください。

○（消防）中尾主幹

消防団員減少を示す数字と原因につきましては、国の統計によりますと、全国的に消防団員は減少しており、昭和40年の約130万人をピークに、令和5年4月1日現在、76万2,670人となっており、令和4年度以降、2年連続で前年比2万人以上減少しております。

原因は様々であると考えられ、仕事や家庭の都合や高齢化に伴う退団者が多いと推測され、若年層の入団者が少ないことで減少傾向であることが考えられます。

○佐々木委員

本市の過去5年間の消防団員数の推移についてお示してください。

○（消防）中尾主幹

本市の過去5年間の消防団員数の推移につきましては、令和元年が395人、令和2年が377人、令和3年が349人、令和4年が323人、令和5年が302人となっており、年々減少しております。

○佐々木委員

端的にこういう数値が出ております。

結果、団の活動で、実際の出勤時や訓練、その他の活動に支障が出ている事案、また、今後、心配されることな

どをお聞かせください。

○（消防）中尾主幹

本市の消防団活動に支障が出ている事案、今後、心配されることにつきましては、現在のところ、出動や訓練、その他の活動において、支障を来した例はありません。

しかしながら、消防団員の減少は、火災や大規模災害における対応力が低下するなど、地域防災力への影響が危惧されます。

○佐々木委員

そういう危惧がある中で、やはり団員増の取組というのが大事になってくるのだと思うので、何点かお聞かせください。

1番目に、機能別消防団員制度というものがあって、その導入について行われていると聞きました。先日、小樽市立高等看護学院の学院生と教員18名が、機能別消防団員として入団されたとお聞きしました。

まず、機能別消防団員制度について御説明いただけますか。

○（消防）中尾主幹

発足経緯につきましては、全国的な消防団員の減少を受け、仕事や家庭の都合で消防団の活動を継続できないまたは入団できないなどの事情があることを踏まえ、全ての消防団活動に参加するのではなく、災害時など、特定の活動のみに参加できるように発足した制度であります。

役割や活動内容につきましては、機能別消防団員の経験や能力に応じて活動していただくことになり、例えば、火災に特化した活動や大規模災害における救護活動があります。種類につきましては、現在、正式な分類はしておりませんが、大規模災害対応や救護所での活動に従事していただきたいと考えております。

訓練方法につきましては、それぞれの任務に応じまして、実地訓練などを実施しております。

報酬につきましては、年報酬は支給されませんが、訓練や行事への参加や災害に出動した場合に、それぞれ報酬が支給されます。

○佐々木委員

今回、入団された看護学院生は、具体的にどのような活動をしていくことになるのでしょうか。

○（消防）中尾主幹

入団した看護学生につきましては、市内で大規模災害が発生した場合に、避難所運営や避難誘導活動などの後方支援を担当していただくほか、学業に支障のない範囲で、消防団の各種イベントに参加して、応急手当などの普及啓発活動をしていただきます。

○佐々木委員

まさに、看護学院生がいることによって、専門の技術等も生かせるということで、貴重なやり方だと思います。

その看護学院生は、卒業後、市内で就職される方もいれば、市外へ転出される方もいると思うのです。卒業後の消防団との関わり方、例えば、市内の方は継続して消防団に在籍してもらうということについては、どのように考えているのか。

また、今後、入学される方への入団の要請活動は継続的に行っていくのでしょうか。

○（消防）中尾主幹

卒業後における消防団の関わり方につきましては、学生本人の希望が優先されますが、継続して消防団活動に関わっていただくことを期待しております。

また、今後、入学される方は、機能別消防団員のPRをするなど、入団募集を図りたいと考えております。

○佐々木委員

機能別消防団員の制度は、団員数増のほかにはどのようなメリットが団の活動や入団者にはあるのでしょうか。

○（消防）中尾主幹

このたびの看護学生の入団の効果につきましては、大規模災害時における応急救護所等での消防団活動が充実することが考えられます。

入団者につきましては、応急手当普及員である消防団員と一緒に活動することで、お互いの知識・技術の向上につながると考えております。

○佐々木委員

現在、小樽市においては、この機能別消防団員数というのは何人ぐらいなのか、また、この制度の今後の展望についてもお聞かせください。

○（消防）中尾主幹

現在の機能別消防団員数は31人です。

今後の展望といたしましては、特定の活動や役割を担う機能別消防団員の充実を図ることで、有効な制度として本市消防団を発展させていきたいと考えております。

○佐々木委員

2点目、これは以前にも聞かせていただいたことがあるのですが、消防団協力事業所表示制度について伺います。まず、この制度の内容について説明いただけますか。

○（消防）中尾主幹

小樽市消防団協力事業所表示制度の内容につきましては、消防団活動に積極的に協力している事業所の申請に基づき、一定の要件を確認して、消防団協力事業所表示証を交付することで、当該事業所を社会的に評価しようとするものであります。

○佐々木委員

この制度がどのようなメリットを持っているのかということについて、1点目は、事業所にとって、2点目は、団の活動にとって、それから、参加した団員にとってのメリットについて御説明ください。

○（消防）中尾主幹

小樽市消防団協力事業所表示制度のメリットにつきましては、消防団活動に協力していることを表示することで社会貢献が明らかになり、当該事業所の信頼性の向上につながります。

消防団及び消防団員のメリットにつきましては、消防団の活動に対する勤め先の理解が得られやすくなることが考えられます。

○佐々木委員

この制度の本市での普及状況についてお聞かせください。市内参加事業所数、また、この制度による参加団員数についてお願いします。

○（消防）中尾主幹

本市の消防団協力事業所の参加数につきましては、14事業所となり、これら事業所の消防団員数は、合計23人となっております。

○佐々木委員

市のホームページに事業所一覧が載っており、見させていただきました。そうすると、最新の更新が平成28年12月1日になっていました。制度が定める事業所の追加更新というのは、たしか2年置きということになっていますが、この間、現在まで変更がなかったのかどうか、本当に参加する事業所が増えることを望んでいるのですが、その辺の事情をお聞かせください。

○（消防）中尾主幹

市のホームページに掲載されている小樽市消防団協力認定事業所一覧につきましては、平成28年当時から、認定

している事業所に変更がなかったことから、更新しておりませんでした。

認定事業所の増加につきましては、消防団活動の充実強化に直結することから、市内の事業所に積極的な参加をお願いしたいと考えております。

○佐々木委員

実際に運用されていくと、非常に有効な制度だと思いますので、この事業所数が増えるような取組をさらにお願ひしたいと思います。

三つ目、小樽市学生消防団活動認証制度は平成29年度にスタートしております。これについても以前にお聞きしたことがあります。改めてお聞きしたいと思います。

この制度の内容について御説明をお願いします。

○（消防）中尾主幹

小樽市学生消防団活動認証制度とは、消防団に所属する大学生等の消防団員としての社会貢献活動が就職活動において評価されるよう、認証状や証明書を交付し、その功績を認証することにより、就職活動を支援する制度となります。

○佐々木委員

前の質問と同じような質問になりますが、この制度にはどのようなメリットがあるのか、事業所にとって、また団の活動、それから、制度を利用した団員にとってのメリットを説明してください。

○（消防）中尾主幹

事業所にとってのメリットにつきましては、学生消防団員は、地域貢献のために自ら積極的に行動する社会性や、様々な職種の方と一緒に活動する中で培われた組織への適応能力を備えているほか、防災や応急手当に関する知識及び技術を有していることから、事業所の災害対応能力の向上が期待できます。

消防団の活動にとってのメリットにつきましては、本市消防団において、団員数の減少と高齢化の傾向が見られることから、若い世代が入団することで消防団の活性化が期待できます。

この制度を利用した学生消防団員にとってのメリットにつきましては、消防団員として地域に貢献してきた実績を事業所にアピールすることができ、消防団活動における功績が評価されることで学生の意欲の向上が期待できます。

○佐々木委員

本当に若い世代が消防団で活躍していただくことの結構よい制度だと思うのです。

本制度の活用状況についてお聞きしますが、認証状の交付実績などの数字があればお示してください。

○（消防）中尾主幹

本制度の活用状況や認証状交付実績につきましては、平成29年が2人、平成30年が1人、令和元年が2人となっており、現在は、2人が学生消防団員として在籍しております。

○佐々木委員

数字として、もう少し実績が上がってくればと思います。これからのPR等をお願いしたいと思います。

この件で、一つだけ確認しておきたいのは、万が一、学生の方が参加したことによって事故やけが等があった場合、その後のことも心配ですので、対応だとか補償についてはどうなっているのか、御説明ください。

○（消防）中尾主幹

学生消防団員の事故やけが等への対応や補償につきましては、学生消防団員は基本団員であることから、消防団員としての公務災害補償が適用されます。

○佐々木委員

以上、三つの制度についてお聞きしてまいりました。そのほかの団員数増のための取組というのは何かされてい

ることはありますか。

○（消防）中尾主幹

消防団員の加入促進につきましては、消防団が各分団を通じて、地域住民に声がけするなど勧誘を行っているほか、消防本部でも、市のホームページ、SNS、FMおたる、広報おたる、消防本部が行う行事において募集を行い、加入促進に努めているところです。

○佐々木委員

そういう今までやられてきていることを重ねていくということも非常に大事だと思うのですが、例えば、若い世代の興味を引く、関心を持ってもらえるような活動の導入というのも必要なのではないかと思います。

消防の本部でも、多分、導入されていると思うのですが、例えば、最近、様々な場面で活用されているドローンなどを消防団の活動にも導入していくということを考えると、例えば、若い世代でそういうものに関心のある人にも参加してもらいきっかけになるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○（消防）中尾主幹

若い世代の興味を引く活動の導入につきましては、全国の消防団が抱えている課題であることから、他都市の取組事例などを参考にしながら、若い世代の入団促進につなげていきたいと考えております。

ドローンにつきましては、災害時における被害状況の確認等、有効なものと考えております。本市において、現時点では、消防団にドローンの導入予定はございませんが、資格取得や機体の維持管理、訓練場所等の確保等、他都市の事例を調査・研究したいと考えております。

○佐々木委員

今おっしゃっていただいたように、やはり、団員減というのは全国的な傾向ですから、本市だけでということは難しいでしょうけれども、消防団の役割の重要性は増すばかりだと、最初にも言わせていただきましたけれども、これからも団員増についての取組を引き続きよろしくお願いします。

◎小樽市歴史文化基本構想について

次に、小樽市歴史文化基本構想について質問させていただきます。

まず、確認のためですが、小樽市ということではなくて歴史文化基本構想というのは、そもそもどういうものなのか、御説明をお願いします。

○（教育）生涯学習課長

歴史文化基本構想は、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず、幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想で、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものでありまして、文化財保護のためのマスタープランとなるものでございます。

○佐々木委員

小樽市も小樽市歴史文化基本構想を策定されています。その経緯や小樽市歴史文化基本構想の特徴等について御説明をお願いします。

○（教育）生涯学習課長

まず、経緯ですけれども、本市には縄文時代以来の歴史や豊かな自然、近世・近代の移住者が伝えた風習、町並みを形成する歴史的建造物など、多様な暮らしの背景を持つ文化遺産があるということで、それらを総合的に把握し、適切に保存・活用するために小樽市歴史文化基本構想を策定しております。

また、日本遺産地域型の申請に策定が必須だったということもございます。

特徴としましては、まちの歩みを物語る歴史文化や自然に関する文化遺産の情報を可能な限り収集しまして、小樽文化遺産と名づけて、それらを「見出し、守り、伝え、使う」ということを基本理念としていることや、文化遺産群を近世以前の自然・地形を生かした暮らしの文化遺産群や、ニシンとともにやってきた文化遺産群など、八つ

のストーリーに整理していることなどが挙げられます。

○佐々木委員

今、説明していただいた中にもあったように、小樽市歴史文化基本構想が日本遺産の申請条件という中に入っているものですから、それをきっかけとして策定されたということもあるのですが、本来的に、その役割というのは大変重要なものだと中身を読み込むと見えてきます。

その一方で、今、本市でも、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく小樽市歴史的風致維持向上計画の作成及び国の認定を目指しているとお聞きしております。

この計画が国に認定されると、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく様々な特別の措置や国による支援が受けられることとなりますが、この計画と歴史文化基本構想との関わりについて御説明をお願いします。

○（教育）生涯学習課長

小樽市歴史的風致維持向上計画を作成するには、国のマニュアルにおいて、歴史的風致形成の背景などに歴史文化基本構想の文言を活用することが推奨されております。

また、あらかじめ地域に存在する文化財を調査等により的確に把握した上で、歴史的風致維持向上計画を作成することが望ましいとされておりますので、小樽市歴史文化基本構想は、小樽市歴史的風致維持向上計画の基礎調査のような位置づけになると考えてございます。

○佐々木委員

そういう役割を持った構想なのですけれども、小樽市歴史文化基本構想が策定されてから5年が経過しています。構想の中に示された歴史文化を生かしたまちづくりについて、どの程度、具現化されたと考えていらっしゃいますか。また、それは市政や市民生活のどのようなところに表れているのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

歴史文化を生かしたまちづくりに関して具現化されたものとしましては、市政では、小樽市歴史文化基本構想で行った調査を基にリストアップしました候補の中から、詳細な調査が完了した小樽文化遺産を市指定文化財として指定する取組を行っておりまして、歴史文化基本構想の策定後、5件の市指定文化財を追加指定しております。

また、建設部や産業港湾部と連携を図りながら、先ほど申し上げましたが、小樽市歴史的風致維持向上計画の策定を目指した動きを進めているということも、その一環と考えております。

また、市民生活の中では、例えば、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の活用や、昨年10月の全国町並みゼミ小樽大会、そのほか、運河地域のイベントなどで市民の方々が企画や運営に参加されていることや、朝里や住ノ江、塩谷、桃内、蘭島の皆さんを中心に小樽地域遺産連合会がつくられ、地域の宝をまちづくりに生かしていこうという機運が高まっていることなどに表れていると考えてございます。

○佐々木委員

今見ても、ここに書かれていたような、例えば、小樽市の進める様々な観光経済の政策の中でも生かされていますし、何より、やはり、市民の中から、そういう歴史文化を生かした、地域に眠るものを主体的に自分たちで探していこうという動きができてきているという部分については、非常にこの小樽市歴史文化基本構想の果たしている役割というのは大きいと感じています。

第3章には、「小樽文化遺産の所在、現状調査は本構想の策定をもって終了するものではなく、今後も継続的に実施し、データの補充、現状の把握などに努める必要がある」と書かれています。

この間、新たに加えられた小樽文化遺産というのは何点あるのか、また、それらはどのような経緯・手法で加えられるようになったのか、説明をお願いします。

○（教育）生涯学習課長

新たに加えられた小樽文化遺産ということですが、新たに加えられたものというものは現時点ではございません。確かに、小樽市歴史文化基本構想では、地域に存在する文化遺産の定期的・継続的な調査と研究に取り組む必要があるとなっているのですが、文化遺産を追加していくシステムが整理できていないということから、新たに把握したものがあっても、小樽文化遺産に加えることができていないというのが実態でございます。

○佐々木委員

そのこのところをきちんと進めていかなければ、今、いろいろな地域で起こっている様々な市民活動等が、そこから何かを積み上げていくことができなくなってしまう。そのこのところは、市民のモチベーションにも関わることなので、しっかりとつくってほしいと思うのです。

文化遺産を追加するシステムは、今、少しお話がありました。例えば、文化遺産を認定する組織などについて、もう少しお考えをお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

小樽文化遺産の認定や追加していくような組織については、本市には小樽市文化財審議会の委員や博物館、美術館の学芸員など様々な専門家の方が多数いますので、そのような方々に相談していきたいと考えてございます。

○佐々木委員

ぜひ、そういう組織づくりについて前へ進めていただければと思います。

例えば、市内各地域で、地域に眠る歴史的遺産を発見再認識する活動を続ける小樽地域遺産連合会が示す各地域や市民グループ・個人が、歴史文化的価値を有すると思われるお宝を持ち寄って、その価値を調査・研究して、客観的に価値ありとするものを、今おっしゃったように専門家に判定してもらって、歴史遺産に加えていく仕組みというものが必要だろうと思うのです。

お考えをお聞かせいただきたいのと、地域全体で小樽文化遺産を守っていく、地域の魅力を守り向上させていくという市民意識の醸成に効果が大きいと思われる方法・仕組み、その辺についてお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

これまでも小樽地域遺産連合会のまちづくり団体からの評価の依頼があったもの、例えば、朝里神社の松前神楽の猿田彦面とか、住ノ江の火の見櫓などを調査したこともあるのですが、まず、歴史的な背景や資料の由来がしっかりと確認できていて、客観的に価値があると思われるものについては、幅広く小樽文化遺産に加えていきたいと考えてございます。

また、市民から情報提供していただく方法とか、判定をしてもらって小樽文化遺産へ加えていく仕組みづくり、また、地域全体で向上させていく方法などについても、他都市の事例などを参考に研究していきたいと考えてございます。

○佐々木委員

もう一つ、少し違う視点なのですが、この中で、情報発信として、小樽文化遺産データベースの充実と活用を挙げられています。

現状、データベース化についてはどうなっているのでしょうか。具体的には、一般公開のための簡略版の作成、社会教育施設での閲覧、ウェブ上での公開を検討するとありますが、進捗状況について伺います。

○（教育）生涯学習課長

小樽文化遺産のデータベース化については、専用のソフトを使って日記などの文字で伝えられているものや、道具やスキーなどのモノ、土木・建築遺産など六つのジャンルでデータベース化の作業を行っております。

ただ、小樽文化遺産として収集したもともとのデータの中に、明らかな入力ミスやタイトルの入力漏れなどが見つかっておりまして、再点検が必要になっていることや、個人の邸宅であれば、例えば、個人名や所在地をぼかす

など公開を踏まえた配慮が必要になることから、適宜データの修正を行っているところでございます。

六つのジャンルのうち一部のリストについては点検や修正がおおむね終了しておりますので、今年度中をめどにできたものからエクセルもしくはPDF形式で、ホームページ上で公開したいと考えております。

また、写真データや所在地などもデータベースにひもづけして、様々な条件で検索できるようにすることが理想と考えていたのですが、システムの問題やマンパワーの問題もありますので、まず、一覧表形式で公開することとしまして、可能であれば、順次、データベースの充実に努めていきたいと考えております。

○佐々木委員

伺っていても、大変広範にわたってのお仕事がある中で、これを進めていくのは難しいところはあると思うのですが、ぜひ、ここに書いてあることを実施できるようにお願いしたいと思うのです。

同じく、構想に、データベースの追加修正については、随時実施する必要があると書いてありますけれども、今、おっしゃっていただいたような実施状況ということでよろしいでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

文化遺産に追加・修正していくという対応ができていないので、まずは、その追加を修正するというような流れを定めて、随時、データベースの更新をして、ホームページで公開するという対応をしていきたいと考えております。

○佐々木委員

直営で、これを全部、市教委の生涯学習課でやっていくというのは、非常に困難なところがあると思うのです。やはり外部に委託等も考えて、そうしたものをやっていくということもぜひお願いしておきたいと思えます。

131ページに小樽文化遺産は、これまでのように時代の流れに任せるだけでは、保存も活用も限界に来つつある。従って、定期的、継続的な調査に積極的に取組み、市全体としてその保存管理を実践し、情報を発信し、共有することに努めると書いてあるのです。

先ほどのデータベースの件をお聞きしていても、これらの実施主体というのは誰なのか、どこなのか、そのための基本構想に関する委員会のようなものは存在するのか、それとも市教委が言ったように、直接負うことになっているのか、その辺のところというのはどうなっているのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

情報発信については、この小樽市歴史文化基本構想の中でも、行政の役割と記載しておりまして、お話しいただいた基本構想に関する委員会組織のようなものというのは設けておりませんので、市教委生涯学習課が担うことになると考えてございます。

○佐々木委員

本当に中を読んでいくと、どうもこれをやるのは誰かという主体がいま一つはっきりしなくて、それで、市教委生涯学習課に全部行ってしまっている。それでは、ここに書いてあることを進めるのは、なかなか難しいのではないかと読ませていただいております。どうか、その辺のところも整理して、担えるような、それから、あまり職員の皆さんに負担のかかり過ぎないような方法を検討していただければと、これは要望しておきます。

昭和30年の文化財保護法の改正により、市町村が作成する文化財保存活用地域計画が制度化され、文化庁では、地域計画の作成を推奨しています。歴史文化構想を地域計画にバージョンアップすることが、文化庁からも求められているのです。以前にも聞かせていただいたのですが、その後、この件について本市での進展があれば、お聞きしたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

現在、小樽市歴史的風致維持向上計画を今年度中に策定するというところに注力しておりますので、マンパワーの関係もあって、この文化財保存活用地域計画の作成に向けた動きについては、一旦、止まっているという状況で

ございます。

ただ、文化財の保存活用に関する基本的なアクションプランとして、この文化財保存活用地域計画の作成が必要という認識は持っておりますので、小樽市歴史的風致維持向上計画を策定した後に、文化財保存活用地域計画の策定期間をどうするか、また、数年かかると思うのですけれども、国の補助制度も見ながら、先ほどもお話しただきましたけれども、直営なのか委託なのかということなども含めて、総合的に考えていく必要があると考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

この際、委員として質問いたしますので、暫時、副委員長と交代いたします。

○副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。

自民党に移します。

○松岩委員

◎災害時の情報発信について

それでは、私から一般質問で行った質問の深掘りとして、大項目二つ質問いたします。

まず一つが、災害時の情報発信についてであります。

質問の中で、災害時の情報発信について、広報広聴課では、日頃からホームページやSNSを運用しています。災害時はどのような運用をしているのでしょうかということに答弁いただきましたけれども、広報広聴課の要員を含め、災害対策本部等が設置された場合は、連携しながら、適宜、災害情報を発信しますということなのです。

そもそもこの災害対策室は、市のホームページやSNSなどの情報発信の編集だったり、投稿する権限というのを持っているのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室北出主幹

災害対策室では、市のホームページへの投稿は可能です。SNSについては、現状では、発信権限・投稿権限がないため、広報広聴課からの発信となっておりますが、今後、災害対策室から投稿できる体制づくりについて準備しているところであります。

○松岩委員

ちなみに、今後の体制をというのは、単純に考えたらパスワードとアカウントのID等を教えていただければ、今すぐにも体制をつくれるかと素人考えでは思うのです。

いろいろ検討しなければいけない課題とか内容がもしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）次長

災害対策室が今後、SNSの発信をできるという広報の関係のことになりますが、技術的な問題といたしましては、松岩委員がおっしゃるように、アカウント、パスワードといったところになるのですが、技術的という意味では、やり方、進め方、編集の仕方といったようなところについて、今後どのようにやっていくかというのを、広報広聴課の職員から災害対策室の職員に伝授するといったところを、今定例会終了後にも行っていきたいということで、現在、協議をしている段階でございます。

○松岩委員

消防本部のエックスは、たしか要綱を独自につくっているのですけれども、もし今後そういった連携を図っていくとなると、その要綱の作成も考えているのか、未定であれば未定というところで、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）次長

今、御質問の中では、消防本部で要綱ということでございましたが、現在、SNSの発信につきましては、広報広聴課のみで行うということではなく、それぞれの課において独自で発信しているものというのもございます。

例えば、現在でしたら、ヒグマの出没につきましては、農林水産課が現地から直接、行うといったようなことがございますので、それと同様に、今回の災害対策室に拡大するといった中では、要綱等の設置については考えてはございません。

○松岩委員

ひとまずは、災害対策室と広報広聴課で今後の対応をしていくということなので、しっかり見守りたいと思います。

次の質問として、これも一般質問の中でいたしました。災害対策本部だったり連絡室が立ち上がるか、立ち上がらないか微妙な状況、例えば、大きい地震が起きたけれども、小樽市の震度は小さかったといった非常に微妙な、非常時なのか、平時なのか、なかなかそのときは区別ができないような状況というのがあると思います。

そういった場合に災害対策室がどのように市民に対して情報発信していくのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○（総務）災害対策室北出主幹

現在のところ、災害対策連絡室が立ち上がる前の段階において、災害対策室で情報発信はしておりません。

これまでの対応としましては、例えば、大雨が予想される場合などについては、広報広聴課において注意喚起の情報をSNSにより発信しております。

○松岩委員

ここはあまり言っても今は仕方ないと思えますので、今後、広報広聴課とのSNSの投稿だとか、連携を図るといふ答弁が1個前にありましたので、一旦は見守りたいと思えます。

続いて、一般質問の中で、各部署から寄せられた災害情報を時系列にまとめて管理して、適宜、発信しているという答弁がありました。

この時系列にまとめて管理というのは、そもそもどのように行っているのか、各部署との災害情報の共有はどのような手段で行うのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○（総務）災害対策室北出主幹

時系列での管理ですが、エクセルで管理しておりまして、災害事案が発生した場合は各部署で閲覧、入力できる共通のファイルで、災害時の状況、あるいは活動状況の内容を時系列に沿って記録、整理したクロノロジーで管理しております。

○松岩委員

一応確認ですが、それは災害時しかそれは使わないということではなくて、前回の防災訓練だとか、日頃の訓練等でも使っているということでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

8月30日の訓練でも使用いたしました。

○松岩委員

確認なのですが、それはインターネット回線がなくても使えるものなのか、インターネット回線がないと

使えないものなのか、技術面のことですが、お聞かせいただけますか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

庁内のL G W A N回線で使っておりますので、外部のインターネット回線が使えなくても、庁内のシステムが使えれば、使えると考えております。

○松岩委員

次に、災害時の情報発信ですが、どのような基準、内容で行うのでしょうかという再質問をさせていただいたときに、市長から北海道胆振東部地震の例を教えてくださいました。なかなか基準というものつくれないと思いますが、市民としてはどのような情報でも欲しいというところがあります。

では、どこまで発信すればいいのかというところが課題になると思いますが、災害対策室ではこの基準や内容についてどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

災害時の市民への発信をどのような基準、内容で行うのかにつきましては、現時点で、災害時の市民への発信に係る明確な基準や内容についての定めは設けておりません。

市民が必要とする情報は災害によって異なるため、基本はその都度の判断となりますが、災害時に円滑に対応できるよう、気象情報の取扱いなど基準化できるものについて検討してまいりたいと考えております。

○松岩委員

続いて、災害対策連絡室等が発足する前段階の情報発信の体制について質問いたしました。市民周知が必要な場合は、広報広聴課へ連絡し、必要な情報発信をするということなのですが、市民周知が必要な場合という判断はどのようになされるのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

災害が発生した、もしくは発生が予期される災害が、市民生活に与える影響の度合いを基に判断するものと考えております。

○松岩委員

次の質問にもつながるのですが、市民が必要と感じている情報やニーズをどう考えているかという質問に対しては、的確な情報発信が必要だという答弁になっております。それと、可能な限りリアルタイムでの対応という夜間休日の対応等についても、災害対策室と広報広聴課が、常に連絡を取れる体制としているということなのですが、広報広聴課の職員は、連絡を取り合えるとか、自主参集可能な体制で常に職務に当たっているのでしょうか。

例えば、閣僚は在京当番といって、大臣が東京にいるときは副大臣とかは地元に戻っていいという交代制で、常に東京の省庁に駆けつけられるような体制を取っているのです。広報広聴課の職員がそういった体制で常に職務に当たっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）次長

夜間休日などにおける緊急時の対応についてでございますが、初動といたしましては、SNSの発信になるかと思っております。それにつきましては、自宅において携帯電話から発信するといったことを行っておりまして、ホームページにつきましては、登庁してからの発信を基本に行っております。

ただし、先ほど天候の話も申し上げましたが、大雨のように今後の災害や警報が予想されるときには、庁内にございますテレワーク用のパソコンを自宅に持ち帰り、必要があった際に自宅において発信するといった対応もしているところでございます。

○松岩委員

テレワーク用のパソコンというのは、基本的には部署に置いてあって、災害時に持って帰るという体制なのでしようか。

○（総務）次長

テレワークといった対応で、現在、庁内で職員が業務としても試行として行っているのがございます。実際に職場で行っているネットワークに自宅からも入れるというのが、私どもデジタル推進室で持っておりまして、そちらで管理しているパソコンを借りて持っていくといった中身でございます。

○松岩委員

次に、災害対策室は、広報広聴課との連絡というのを物理的にはどのように取り合うことになるのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

広報広聴課との物理的な連絡要領につきましては、携帯電話で連絡を取り合っております。

○松岩委員

携帯電話というのは、電話なのか、メールなのか、LINEなのか、携帯電話を使って何をやられているのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

内容にもよりますが、基本的には、公用の携帯電話を災害対策室は持っておりますので、その携帯電話の音声電話で状況について伝えるという形で考えております。

○松岩委員

確認ですけれども、災害対策室と広報広聴課の要員は、それぞれに公用携帯電話を日頃から持っていて、災害時にはその公用携帯電話で、災害が発生するか、もしくは発生しそうだというときに、電話でのやり取りをする手段として持っているということでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

公用の携帯電話は、災害対策室の要員等は持っておりますので、そちらから広報広聴課の要員の電話にかけるという形になります。

○松岩委員

公用の携帯電話を使うという理由がいまいち分からなかったのですが、これは、どうして災害対策室だけが公用携帯電話を持っていて、広報広聴課は私用携帯電話なのでしょう。

○（総務）災害対策室安藤主幹

災害対策室は、もともと災害対応用ということで携帯電話を予算上措置して持っておりましたので、その携帯電話を使用することを基本に考えております。

○松岩委員

その公用携帯電話というのは、いわゆる一般に我々が使う携帯電話を単に市役所として法人契約している携帯電話ということなのか、例えば、何か災害時に公的機関が使える何か特別な機能が搭載されている携帯電話なのか、どちらか分かりますか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

音声やメール等が使える普通の携帯電話です。

○松岩委員

詳しく聞かせてほしいのですが、携帯電話というのは、ガラケーかスマートフォンのどちらですか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

現在、我々が携帯しているのは、いわゆるガラケーであります。

○松岩委員

これは、広報広聴課と災害対策室が一番適切にやれるやり方が何かということなので、私が意見することでもな

と思うのですけれども、なかなか電話だと、夜間休日に出られないときもあつたりしますので、例えば、文字でログが残るような、LINEというアプリがいかはさておきですけれども、そういった文字でやり取りが残るものもいいのではないかと思います。この辺りの運用は、今後、広報広聴課とやり取りされるということなので、一番適したやり方を検討していただきたいと思います。

次に、災害対策連絡室等が設置されない、例えば、公共交通機関の大幅な乱れだとか、大規模な事件・事故の情報発信については、それぞれの担当課が内容を鑑みて情報発信を行うと。公共交通機関については、各社の運行状況のリンクをホームページに掲載するというをやっていますという答弁がありました。

それから、真偽不明な情報や故意のデマ情報の取扱いについては、その偽情報の峻別が困難ということで、できる限り公的機関から得た情報に基づいて行動するように周知するとともに、現場の確認も必要という答弁がありました。

何が言いたかったといいますと、情報発信というのはとても大事だと思うのですが、逆にSNSというのは収集する機能もあります。ホームページは発信だけで収集はなかなか難しいのですけれども、例えば、現地にいる市民が、この道が寸断されたとか、もし仮にそれをSNSに投稿されていれば、その情報を見て、災害対策室は、道路が寸断されていると、まだその情報は公的機関から来ていないというところで情報を得ることができます。ただ、もしかしたらその情報は、間違っている情報かもしれないので、取扱いが難しいというところです。

日頃の災害時の情報収集については、どういうふうに行っていくのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

災害時における情報収集につきましては、北海道や札幌管区气象台、本市の防災会議員でもある関係機関等の公的な機関からの情報と、市民等から本市に寄せられる電話などの情報を主に収集しております。

また、SNSからの情報収集につきましては、委員のおっしゃるとおり、情報の信憑性についての判断が難しいことから、現時点においては情報収集を行っておりませんが、SNSの情報は有用でもありますので、今後、他都市の取組等について、情報収集を行うなど研究してまいりたいと考えております。

○松岩委員

この辺りは、恐らく管理職の皆さんよりは、若手の係員の皆さんのほうが非常に詳しくて、特にそういう計画や検討をしなくても、もし災害が起きれば、個人のSNSから、それぞれエックスやインスタグラムで情報を見て、課長、こんなことが起こっていますという話にはなると思うのです。

ただ、そういうことにたけている職員がたまたま集まっていればいいですけれども、そうではない場合もあると思いますので、そこはできる職員と連携しながら、必ずしも計画にのせてほしいということではないので、対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎通学路の交通安全対策について

続いて、通学路の交通安全対策について、悲惨な事故があったことを踏まえて質問させていただきました。市長の答弁の中では、改めて交通安全運動の在り方を再考する必要があると考えていると、それから、教育長においても、これまで行っていた点検を増やしたり、またその迅速化を進めていくということで、それぞれ非常に力強い決意とも取れるような答弁がありました。

そもそも、小樽市通学路安全プログラムに基づく合同点検ですけれども、児童・生徒、学校、地域住民から指摘されている危険箇所があつて、これまでの通学路の点検では不十分だという指摘がありました。何が不十分かというところ、せっかく道路管理者や警察等も入って危険箇所を確認して、何が危険か、どういった原因があるかというところをしっかりと計画図に落としとしても、その物理的な改善策というのが取れていない。具体的にいうと、例えば、信号機があつたほうが、より安全になるという指摘があつたとしても、信号機を設置するという動きにはなかなかならず、児童への啓発、安全の周知・指導にとどまっているというところがありました。

今回の事故現場においても、危険箇所というところの指摘があり、どなたが作ったかは分からないのですが、周辺には、通学路が危険だよという立て看板が設置されていたり等、日頃から交通安全に対して非常に注意を払っていた中で事故だったということが残念でなりません。

そもそも小樽市がやっている交通安全対策というのは、私は必ずしも必要不十分だったとは思ってなくて、できる範囲で、それなりにという言葉はあまりよくないですけども、100点ではないけれども、80点、90点ぐらいの対策はできていたのではないかと思います、やはり一番の課題というのが物理的な道路交通環境に対する対処、ハード面の整備です。

今後、なかなか難しいと思います。信号機をつけるのも北海道で年に何か所かとか、柵を造るとか道路整備するといっても非常にお金もかかるし、場合によっては、地域住民が立ち退いて道路を拡張するといったことが必要になってくると、費用の観点からもなかなか難しいとは思いますが、危険箇所が分かった以上は、公安委員会や道路管理者に要望を出して、しっかりとハード面の整備をするというところまで動くべきなのではないかと思うのですが、その見解を伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室南主幹

市教委といたしましては、これまでに年1回実施していた関係機関との合同点検を夏期と積雪期の年2回実施することを予定しておりますので、具体的にどう改善していくのか、会議の場で議論して、本市の所管課と協力しながら、公安委員会やそれぞれの道路管理者に要望を伝えていきたいと考えております。

また、その際に要望書等が必要であれば、学校長や町内会長等と連名とするなどして提出することも考えてきたいと考えております。

○松岩委員

小樽市道に係る部分であれば、道路管理者が小樽市でありますので内部の協議で済むと思いますが、国道、道道、もしかすると私道もあるかもしれません。それから、信号となると公安委員会等となってきます。その際は、庁内で結論を出せない部分でございます。

これまでの合同点検においても、複数か所において信号機や柵の設置が必要だという指摘が出されているところについては、まずは、内部でというよりは、しっかりと公安委員会や道路管理者に要望を出すというところまでを、もちろんそこが目的ではないし、それをやったから終わりではないのですが、相手方に要望をしっかりと出して、ボールを投げて、整備がされるように働きかけを行うというところまでセットにして、それをゴールとしていただきたいと思いますが、念のためもう一度、答弁をいただけますか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

今、御指摘のございました市だけではなく、各道路管理者、道道であったり国道あったりというところも管理者は違っておりますので、それぞれの管理者が、合同点検の場に参加しておりますので、そちらについても併せて要望をしっかりと伝えていきたいと考えております。

○松岩委員

地域や行政から要望が出ない限り、信号機とかは絶対につきませんので、教育委員会、小樽市としてできることは、できる限りやっていただきたいと思います。しっかりと今後の交通安全対策を見守っていききたいと思います。

続いて、通学バス代助成制度の改善についてでございます。

今回の交通死亡事故を受けて、やはり、子供たちやその保護者からも不安の声が改めて上がっていました。これまで私は何度も質問しているのですが、その答弁としては、もともと国の基準を適用して8割交付されている事業で、その基準額を変更するというのは難しいので、道や国に対して財政措置の要望をしていくということです。

全道画一の基準ということなのですが、十分な歩道が整備されて除雪が行き届いている通学路と、歩道がなかったり、道路の幅員も狭かったり、除排雪の行き届いていない通学路に同じ基準を適用するのは、やはりおかしいの

ではないかと。

それから、距離についても、以前にたしか部長が、例えば100メートルを超えたら駄目なのかとなってくるから、どこかに基準を設けなくてはいけないというのは、もちろん分かるのですけれども、今回、死亡事故が起きてしまったということを踏まえて、バス通学助成制度について、今後どうされるのかというお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室南主幹

今、委員からもありましたとおり、助成を行う場合というのは、一定のルールが必要でありますので、本市ではバス通学児童・生徒に係る通学費助成事業実施要綱を設けて、これまでも一定の条件の下で通学費助成を行っておりまして、国が定める豪雪地帯の基準を適用して、通学距離が片道、小学生は2キロメートル以上、中学生は3キロメートル以上を対象としてきたところです。

歩道の有無や除雪の状況などが通学路によって異なっていることとは思いますが、バス通学助成制度の交付税措置が通学路を基準としているため、本市においても同様の基準としているところでございます。

○松岩委員

同じことをお互いにやっても仕方がないので、次の質問に行きたいのですけれども、仮に距離基準というのを緩和した際に、財政上の市の負担というのはどういったものになるのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

距離基準を緩和した際の財政上の負担額についてですが、どこまで距離を緩和するかによって対象児童・生徒の人数が異なってきますので、一概に負担額をお示しするという事は難しいものと考えております。

○松岩委員

距離基準を緩和した場合、どのぐらいの児童・生徒がいるのかという調査をされていないので、そういう答弁になるのだと思います。

私としては、通学の際に、周辺の交通状況とか、車が後ろから来ているとかというのは、なかなか確認できない、特に低学年の子供については、こういった基準を緩和して、安全に通学できるようにしてあげてほしいと思うのです。

以前の資料要求で、この制度を使っている児童・生徒数を確認したこともございますが、今後そういった通学路の安全に向けて、市長、教育長も再考すると、さらに力を入れていくという答弁があった中で、この制度について今後どういうふうにお考えなのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○（教育）学校教育支援室長

先ほど、主幹からも答弁させていただきましたが、通学バスの助成につきましては、基準が全国的には小学生が片道4キロメートル以上、中学生は6キロメートル以上というところを、本市においては、豪雪地帯ということで、それぞれ2キロメートル以上、3キロメートル以上ということで適用させていただいております。

現状において、通学距離の見直しなどによって、事業の在り方を再検討することは難しいものと考えておりますので、繰り返しになってしまうのですが、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、道や国に対して、さらなる財政措置などについて要望してまいりたいと考えております。

○松岩委員

通学の際に、交通死亡事故、死亡とまで言わなくても交通事故が起きた場合、責任の所在というのは、教育委員会には行かないのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

事故の状況によっても違ってくると思いますが、学校へ通学中であれば、学校管理下というところで、教育委員会にも責任は生じてくるのではないかと考えております。

○（教育）学校教育支援室長

今、主幹からも答弁させていただいたのですが、事故の状況によっても異なるとは思いますが、まず第一には、交通事故、車との事故という場合には、加害者側の責任という形になるのではないかと考えております。

○松岩委員

私は、このことはまだ研究の余地もあると思うし、具体的に、仮にこの基準を緩和した際にどの程度の財政上の負担が本市に生じるのかなど、まだ調査・研究が必要な部分だと思いますので、次回、定例会までにさらに調査・研究して、この質問については引き続き臨みたいと思います。

いずれにしても、趣旨としては、当たり前ですけれども、こういった事故は繰り返さないということを私は考えておりますので、来年度の予算にしっかり反映されるように私は頑張って動きたいと思います。

○副委員長

自民党の質疑を終結いたします。

委員長席を委員長と交代いたします。

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時25分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

みらいに移します。

○小池委員

◎小・中学校のエアコンについて

初めに、小・中学校のエアコンについて質問いたします。

今年の2学期から全ての小・中学校の教室等にエアコンが整備され、児童・生徒の健康や学習環境が格段に改善されたことに対し、改めて感謝申し上げます。

1年前の総務常任委員会での私の質問は、熱中症対策についてという項目で、暑さ指数を測る、暑さ指数測定装置の必要性についてなどをお聞きいたしました。暑さ指数、WBGTは判断材料として、学校やスポーツの大会など一般的にも使われるようになり、今年の北海道中学校体育大会等でも判断基準として使用されているのを確認しております。

また、小・中学校の保健室の利用者数と熱中症疑いを含む児童・生徒数もお答えいただき、各学校の状況が把握できたことを覚えております。

昨年度、保健室には法人からの寄附をきっかけにウインドエアコンが整備され、整備された学校に行きましたが、効果をお聞きしたところ、温度はあまり下がらなかったものの、湿度が下がって、熱中症またはその疑いのある児童・生徒のケアにも寄与されていると確認しておりました。

教室のエアコンの利用は、基本的に2学期から使用していると思いますが、夏季休業期間も長くなったことから、まだ1か月程度ではないかと思いますが、保健室の利用状況としては、熱中症、また、その疑いのある児童・生徒が減少することを期待しておりますが、現状についてお示しください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

今年度の公立小・中学校の体育保健安全に関する調査はまだ実施しておりませんので、正確な人数をお伝えすることはできませんけれども、市教委では、空調設備・空調機器使用状況調査を実施したところでありまして、学校からは、エアコンを設置したことによって、児童・生徒の保健室の利用状況が減っているとの報告を受けているところでございます。

○小池委員

効果は絶大だと思います。ただ、エアコンの利用による課題も今後、考えられるため、何点か質問いたします。

まず、エアコン利用においては、小樽市立小中学校空調設備運用ガイドラインが5月に作成されておりますが、ガイドラインの内容について簡単に概要を御説明ください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

小樽市立小中学校空調設備運用ガイドラインには、空調設備の操作に関わることとして、稼働時間や稼働終了の確認、空調設備の稼働に関わることとしての温度設定や換気、健康への配慮について示すとともに、リモコンの管理や冬季の室外機についてのことなどの注意事項を示しております。

○小池委員

各学校は御説明いただいたガイドラインを基に運用されていると思いますが、空調設備の使用時では、児童・生徒の体調等に合わせた運転を行ってくださいと記載があります。

実際の児童・生徒の体調は、それぞれなので、全員に合わせることは難しいかと思いますが、体育の後の汗をかいている場合や、微妙な温度等のエアコンのオン・オフの判断など、児童・生徒の体調等に合わせる場面もあると考えますが、教育委員会としてはそういった場面での想定、また、使用についてはどのようにお考えなのか、お示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

教室内の温度の感じ方につきましては、学校ごとや校内における教室の場所、また、それぞれの児童・生徒によって、そのときの体調によっても違ってきますが、寒過ぎて上着を着る生徒や、暑過ぎて授業に集中できない生徒がいるなどの状況とならないように、教職員が温度設定、風量、風向きを調整しながら対応するという想定しております。

○小池委員

暑いとか、寒いということ、子供たちからも教員に言っているという話を聞いていますので、うまくできているのではないかと思います。

次に、換気についてなのですが、ガイドラインでは感染症対策などのために、適宜、ドアや窓を開けて換気に努めてくださいとありますが、換気は、いつ、どのタイミングで、どのくらい行うのか、基本的な考えについてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

換気につきましては、文部科学省が作成しました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにも記載されておりますように、30分に1回以上、数分間程度行うことを基本的な考えとしております。

○小池委員

30分に1回であれば、1時間授業の中に1回は換気しないといけないとも思いますが、最近も感染症がはやっている時期が少しあったようなので、そういったときは多く換気したほうがいいのかなど、場面によって変えていくべきかと思えます。

エアコンをできるだけ、今後、大切に壊れないように長もちさせていただきたいと思うところですが、そのためには、どのようにメンテナンスをしていくかが重要と考えます。

ガイドラインでは、「管理責任者の指示のもと、稼働期間の開始前と終了後にフィルター清掃を行い」とあります。一般的なエアコンのメンテナンスとしては、定期的なフィルター清掃と年1回程度の内部の清掃、室外機の清掃などがありますが、エアコンでは同様のメンテナンスと相違があるのか、お聞かせください。

○（教育）施設管理課長

委員のおっしゃるとおり、ガイドラインでは、稼働期間前の開始前と終了後の清掃実施について位置づけておりますが、パッケージエアコンにつきましては、フロン排出抑制法で簡易点検が管理者に求められております。ガイドラインにおいて、各学校で管理責任者を定めておりますので、エアコン管理者として、設置後3か月ごとに、室外機と室内機の異常の有無などについて、市教委へ報告いただくこととしてございます。

○小池委員

教職員がメンテナンスをしていただくことも負担になってしまうと考えますが、管理責任者は誰になるのか、また、実際に清掃を行うのは誰になるのか、お聞かせください。

○（教育）施設管理課長

管理責任者につきましては、各学校で定めていただきますが、フィルター清掃につきましては、学校を通じまして、用務員をお願いしているところでございます。

○小池委員

今年、整備されたばかりなので、今年度はないと思いますが、冷房の利きが悪くなることや、使用中に異音・異臭・水漏れなど、今後、使用していく中でこれらの故障は考えられると思います。

これらの故障があった場合の対応はどのようにされるのか、お示しください。

○（教育）施設管理課長

小樽市として、工事による設置を行ってございますので、故障時には施工業者に状況を確認いただくこととなっております。

○小池委員

一般的なエアコンは、寿命は10年程度と言われておりますけれども、教室のエアコンの保証期間と更新時期についてお示しください。また、故障時の費用負担についても、分かればお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

更新時期につきましては、現時点で明確にお示しすることはできませんが、普通教室に設置しましたパッケージエアコンの耐用年数につきましては、メーカー発表で15年程度と聞いてございます。

また、エアコンの保証内容につきましては、故意による破損や物をぶつけたといった人的な場合を除き、通常稼働している時点での故障が保証対象となると考えてございます。

保証期間といたしましては、施工業者と部分使用検査、引渡しから1年間と聞いてございます。

○小池委員

15年くらいが寿命と言われていて、保証が1年間ということなので、来年度以降は保証がないということでしょうか。

○（教育）施設管理課長

引渡しから1年過ぎた場合には、普通の修繕料という形での修理になろうかと考えてございます。

○小池委員

これから使っていく上で、電気代の心配もありますけれども、金額までいいのですが、費用についてどのように試算されているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○（教育）施設管理課長

部分使用検査後、学校ごとに順次使用を開始してございますので、電気代というのは明確に今、お示しすること

はできないのですが、ガイドラインで節電につきましては、各学校に呼びかけているところでございます。

また、ガイドラインの中で温度設定等を示してございますが、温度の状況は、学校の立場や教室内の人数などによって異なることから、各学校における温度設定については、児童・生徒の体調や健康状態などから、温度設定、室内温度を考慮し、校長の判断で調整するように通知しているところでございます。

○小池委員

これ以外にも、今後、使用していく中で課題も出てくると思いますが、大切に長く使えるようにしていただきたいと思っております。

また、暑さ対策としては、各学校に移動式のミストファンというものが整備されておりまして、先日、拝見させていただきました。体育など外から学校に入る際に、水が出て涼むことができるのというのは、子供たちもすごく喜んでいるというか、涼しくなってよいということで、すごく人気があるのです。本市としては、暑さ対策としても、とても新しい取組だと思っておりますが、保護者や市民の方も知らない方もたくさんいると思っておりますので、ぜひ、そういうことをアピールしていただきたいと思っております。

◎児童・生徒の交通安全の見守りについて

次に、児童・生徒の交通安全の見守りについて質問をいたします。

一般質問で質問させていただいた児童・生徒の交通安全の見守りについてですが、見守り活動においては、小・中学校、PTA、退職校長会、学校運営協議会のほか、道路管理者、小樽警察署、生活環境部や教育委員会などの行政機関、町内会や民間企業などがあり、市教委や生活環境部それぞれの役割を御説明いただき、見守り活動の課題は、少子化による保護者の減少や町内会構成員の高齢化による担い手不足などがあるということでした。

また、見守り活動時の持ち物と効果についてもお聞きいただきましたが、ベストやジャンパー、帽子などがあり、見守り活動中であることが一目で分かることや、ドライバーへの注意喚起にも効果があるとお答えいただきました。

最後の質問で、各学校では旗など見守り活動時の持ち物を新しく用意するにも、それなりの費用が必要になることから、負担は大きいと思われそうですが、その必要経費については、どのようにすべきと考えますかと質問させていただいたのですが、その答弁は、交通安全の見守り活動に係る物品購入の経費につきましては、まずは各小・中学校の見守り活動の体制や、使用している物品の状況を把握することが必要であることから、調査を行った上で、今後の対応を検討してまいりたいと考えておりますと御答弁いただきました。

そこで質問です。調査の期間についてですが、今後、冬期間になるに当たり、雪山による死角や路面状況によっては、夏の期間以上に、より一層、交通安全に対しての見守り活動時の取組が重要であると考えます。

早急に調査した上で、対策を講じる必要があると考えますが、調査期間について、いつまでに調査を終えて対策を考えるのか、お示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

見守り活動の調査につきましては、早急にすべきと考えておりますので、9月末をめどに実施していきたいと考えております。

○小池委員

すごく早い対応をありがとうございます。

調査を行った上で、今後の検討を対応されるということですが、どのようなことを検討されるのか、もう少し具体的に聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

まずは、各学校において、見守り活動を行う際に使用する物品の種類や活動に関わっている方の人数などを調査して、不足している物品の数などを調べていきたいと考えております。

○小池委員

今、御説明いただいたのは調査の内容だと思うのですが、その調査をした上で、どのようなことを検討されるのかということをお聞きしたかったのですけれども、お答えいただけますか。

○（教育）学校教育支援室長

今、答弁させていただいたのですが、まず、調査させていただいて、児童・生徒数の減少ということもあるものですから、例えば、物品が足りない学校もありましたら、もしかしたら、今まで寄贈された物品が余っている学校もあるかと思えますので、その辺を調査した上で、どのようなことができるかということを検討していきたいと考えております。

○小池委員

一般質問では、見守り活動時の持ち物として、ベストやジャンパーなどがあるとのことですが、できるだけ効果的な持ち物が必要であると考えます。

繰り返しになりますが、各学校では旗など見守り活動時の持ち物を新しく用意するにも、それなりの費用がかかることから、負担が大きいと思われそうですが、その必要経費についてはどのようにすべきと考えますかという質問の答弁で、調査を行った上で、今後の対応を検討してまいりたいと考えておりますということですが、実際に必要になった際に学校側が用意すべきなのか、PTAが用意すべきなのか、現状、市教委としては判断は難しいということなのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

見守り活動で使用する物品が寄贈を受けたものなのか、もしくは、PTA等で購入したものなのかをまず調べまして、今後の活動について生かしていきたいと考えております。

○小池委員

まだ、なかなか分からないというところだと思うのですが、現在、使用している見守り時の持ち物は、誰が、どのように用意されたのか、その点について調査するということだと思います。先日の痛ましい事故があつてから、見守り活動を自発的にされる方もいることをお聞きしております。

そういった方々が、旗や腕章などを気軽に借りることができるような取組が必要と考えますが、見解をお示しく下さい。

○（教育）学校教育支援室南主幹

自発的に見守り活動を実施していただくということは大変ありがたいことなので、使用物品を借りることができるような仕組みも大切であると考えております。

実際に、見守り活動を実施している学校と進めていけるかどうかというところを協議していきたいと考えております。

○小池委員

私が少し考えた中では、例えば、市や学校のホームページなどを利用して、自発的に活動を行っている方に持ち物をお貸しする取組やボランティア団体を紹介するなどが考えられますが、このような取組は現在されているのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

各学校におきましては、コミュニティ・スクールの活動などを通じて、地域の方に見守り活動をお願いしている学校もあることを承知しております。

○小池委員

児童・生徒の交通安全に対する意識は、保護者が特に高まっていると思いますが、やはり、事故のない安心なまちづくりに、まち全体で取り組んでいく必要があると思います。事故を抑制するための見守り活動の充実に向け、

今後、御対応をよろしく願いいたします。

◎本市のスポーツの考え方について

次に、本市のスポーツについてお聞きいたします。

一般質問では、報道以外で小樽市出身の選手が、どのような種目で、どのような活躍をされているか、あまり市民に知られていないのではないかと、より多くの市民に広く知ってもらうことは必要ではないかという質問をし、答弁では、市長へ表敬訪問を行った選手は、フェイスブックで知らせていることや、スポーツ振興上、市民に知っていただくことが必要ということで、今後、研究してまいりたいとの答弁でした。

第7次小樽市総合計画の「生きがいにあふれ 人と文化を育むまち」の中で、スポーツレクリエーションの部分があります。その中には、特に活躍した選手を広く知ってもらえるような取組は記載されていないのですが、広く考えると普及啓発にもなりますし、活躍されている選手が小樽市出身ということであれば、小樽市としては観光だけではなく、スポーツでも知名度を上げられるということも考えられます。その点、他都市と比べ、小樽市は少し弱いイメージがあります。

初めに、第7次小樽市総合計画にあるスポーツレクリエーションの施策内容の主な取組をお聞かせください。

○（教育）次長

現在、第7次小樽市総合計画の基本計画の中間見直しを行っているため、中間見直し前の主な取組についてということで御答弁させていただきます。

施策の内容（1）生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及と市民体力の向上の主な取組としましては、教育委員会や指定管理者の主催による各種スポーツ教室の開催、小中学校の屋内体育館を利用した学校開放事業の実施、市民歩こう運動や体力テスト会などの市民の健康・体力づくり推進事業の実施となっております。

次に、施策内容（2）スポーツ団体との連携と競技力の向上の主な取組としましては、市民スポーツ大会や運河ロードレース大会などの開催、各種スポーツ競技の普及啓発やスポーツ推進委員との連携、子どもたちのための各種スポーツ教室等の充実となっております。

施策内容（3）体育施設の整備と利用促進の主な取組としましては、市民の健康増進と子どもたちのスポーツ振興に寄与する総合体育館と市民プールの整備の検討、安全で快適にスポーツができる施設の適正な運営による利用促進となっております。

○小池委員

大きく三つありまして、三つ目は体育施設の整備と利用促進なので、今、新総合体育館の計画も行っているところでございます。（2）スポーツ団体との連携と競技力の向上の主な取組で、各種スポーツ競技の普及啓発やスポーツ推進委員との連携とありますが、以前、私は子供のスポーツ環境についても質問させていただいて、本市にはどんなスポーツクラブがあるのか分かりづらいというような御質問をさせていただいてから、現在の市のホームページは、年々、実は見やすく改善されておまして、競技別で掲載されるなど格段によくなっていることについては本当に感謝いたします。このことは普及・啓発にもつながり、習い事を探す保護者にとっても大変ありがたいことでもあります。

そこで質問ですが、小樽市スポーツ推進委員や、小樽市には特定非営利活動法人小樽スポーツ協会もありますけれども、スポーツ協会とは小樽市新総合体育館の計画において連携されていることも承知しておりますが、普及啓発についての連携は、スポーツ推進委員会やスポーツ協会とはどんなことをされているのか、分かればお聞かせください。

○（教育）次長

普及啓発について、スポーツ推進委員会やスポーツ協会との連携ということですが、小樽市スポーツ推進委員会は、市民歩こう運動、巡回体力テスト会、ニュースポーツ出前指導などを行っております。

NPO法人小樽スポーツ協会は、小樽市民スポーツ大会、おたる運河ロードレース大会の実行委員会に参画していただいております。

○小池委員

それでは、スポーツ選手のセカンドキャリアについても質問させていただいたのですが、現在、本市は支援という形ではないということでした。以前、私が外で街頭活動していたときに、ランニングされている方からお声をいただき、その方は、本当はこのまちのためにスポーツを教えたいと思っていたけれども、なかなか仕事としては成り立たないので、今は市外の高校教師になって部活動で指導しているという話をお聞きいたしました。

こういった方やスポーツをされている方のお話を聞くと、やはり、同様の意見があり、仕事としてスポーツを教えることは、なかなか難しい問題だということは私も認識しております。

一方、本市では、ふるさと教育に力を入れることも以前に答弁いただいております。人口減少の観点もあります。企業が支援している取組の形もあると思いますが、把握されていればお聞かせください。

○（教育）次長

企業が支援しているスポーツ関係ということで、社会人硬式野球クラブチームが市内にありますが、そちらでは市外からの選手を市内企業に雇用していただいたり、市内企業からの活動資金の一部を御協賛いただいていると聞いております。また、地域貢献活動として、少年野球チームに選手を派遣して指導したりということも活動していると聞いております。

また、市内にある社会人サッカーチームも、市外から選手を募集して、募集した選手の多くはスポンサー企業などで働いたりというもので協力や御協賛いただいている、また、社会貢献活動として市内幼稚園などでのサッカー教室を開いているという話を聞いております。

○小池委員

第7次小樽市総合計画の話に戻るのですけれども、総合計画の指標に関しては、成人の週1回以上のスポーツ実施率のアンケートで、令和元年度の基準値は24.2%で目標値は65%と、3倍近くのすごく高い数字になっておりますので、やはり、スポーツの普及というか、市民の方にもっとスポーツに関心を持っていただいたりとか、スポーツをしていただくということが、まだ足りていないのではないかと考えています。

私も30年以上スポーツに関わっておりますけれども、まちのスポーツ全般に対し、今後もできるだけ取り組んでまいりたいと思いますし、多くの市民の方にスポーツに関心を持っていただくことや活動していただけるように普及活動にも取り組んでまいりたいと思います。

教育委員会におきましても、総合体育館では今、指定管理者がいろいろな教室をたくさんやっただいていて、すごくよくなっていると思うのですが、子供たちだけではなく、大人向けの教室とかもまだできるので、できる限りお願いしたいです。

この第7次小樽市総合計画に関しては、関連計画としては、小樽市教育推進計画しかない状況なのですけれども、どちらかというと、これは先ほどを見ても子供たちのためのものがほとんどであって、大人に対するスポーツ振興というものがあまり見られないのです。

その中でも少しだけあったのが町内会ともということがあって、先月、ある町内会で、実はコロナ禍前はやっていて、コロナ禍になってからできなくなって、また今年、復活して運動会をやっていたりなど、本当はやらないと言っていたのですけれども、私たちがやりましょうとお声がけをしたらやっただいたという経緯があるので、地域で運動をする活動なども、今は人口減少で高齢化になってきているので、大変難しくなっているのですが、スポーツまたはレクリエーションの普及はもっとできると考えておりますので、いろいろな形で取り組んでいただきたいと考えております。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○白川委員

◎小樽市新総合体育館整備事業について

まず、小樽市新総合体育館整備事業について質問させていただきます。

まず、小樽市新総合体育館整備事業実施方針(案)の中で、「第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項」の「第2節 募集及び選定の手順」の「1. 募集及び選定スケジュール」について、令和6年11月5日と令和6年12月上旬の内容についてお聞かせください。

○(教育)近藤主幹

スケジュールについて書かれている内容を読み上げます。

令和6年11月5日、実施方針(案)及び要求水準書(案)に関する第2回質問及び意見の受付締切、令和6年12月上旬、実施方針及び要求水準書(案)に関する第2回質問及び意見への回答の公表、このように記載されております。

○白川委員

今お答えいただきました小樽市新総合体育館整備事業実施方針について、令和6年11月5日に案の状態だったのが、令和6年12月上旬までの間のどのタイミングで確定されるのか、お聞かせください。

○(教育)近藤主幹

実施方針につきましては、12月上旬の第2回の質問及び意見を受け、修正した時点で実施方針については一旦内容を固めることとなります。

その後、この小樽市新総合体育館整備事業実施方針は入札説明書という資料に差し替わりまして、1月の入札公告で公表されるというスケジュールになります。

○白川委員

続きまして、小樽市新総合体育館整備事業要求水準書(案)ですが、「第2章 設計業務」の「第1節 設計業務における基本的な考え方」の「1. 意匠計画の考え方」について、基本理念である「誰もが集い 未来へ続く 健康拠点」とのイメージにふさわしいシンボリックなものにする考えというのはあるのでしょうか。

○(教育)近藤主幹

小樽市新総合体育館の基本理念は、小樽市新総合体育館整備に関しまして非常に大切なコンセプトではあります。ただ、今回、外観デザイン等の水準におきましては、この理念に基づくような水準は要求しておりません。

外観デザインに関しましては、開放感や親しみ、そして、公園内における景観性といったことを重視することを要求してございます。

○白川委員

デザインの幅を広く集うという感じなのかと理解いたしました。

次に、「1. 意匠計画の考え方」について、(3) 仕上計画について確認なのですが、耐久性のところ、大きな建物が経年劣化すると基礎部分や躯体部分でエフロレッセンスという炭酸カルシウムによる発火現象というのが気になる場所なのです。

コンクリート構造物の強度に実際は問題というのとはそんなになくて、無害ではあるのですが、外見上の見栄えがよくないというところが問題かと考えています。

エフロッセンスへの対策も耐久性の意味合いに含まれているかどうか、お聞かせください。

○（教育）木村主幹

エフロッセンスという言葉の意味合いから少し説明させていただきますが、外部から水が浸透していくことによって、躯体の内部にあります水酸化カルシウムが水と共に外部に押し出されてきて、それが空気に触れますと炭酸カルシウムとなって外壁などの表面が白くなるといった現象をいうものであります。仮にこういった状態になったとしても、今、委員からもありましたが、外壁の強度が低下するというものではなく、耐久性には影響がないものとは考えてございます。

しかしながら、こうした事象が発生いたしますと、外観上の見栄えが悪くなりますことから、外観の美観を保つためには極力、構造体内部への雨水の浸入を防ぐことができる外壁外装材などを選択するということが重要であると考えておまして、直接、小樽市新総合体育館整備事業要求水準書（案）にはそういったことは記載してございませんけれども、そういったことも含めまして、今後、現場施工の中でもきちんと管理していきたいと考えております。

○白川委員

次に、「5. 設備計画の考え方」についてお伺いします。（1）共通の項目cに「地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線等の採用を積極的に行うこと。」とありました。

この項目はあくまで設備の部分で資源循環の促進を図るということがうかがえるのですが、その再生資源を活用した建築資材、例えば、再生クラッシュランといったものや、再生可能な建築資材とか、解体が容易な材料の採用などを積極的に行うことは、要求水準には入らないでしょうか。

○（教育）木村主幹

委員がただいま御指摘のエコマテリアル電線といいますのは、電線の表面に被覆材として鉛やハロゲンといったものを含んでいないため、仮に燃焼しても有害ガスの発生がないなど、環境に優しい材料であります。

通常の電線に比べて比較的、割高にはなるため、一般的に民間の工事ではあまり使用されておませんが、公共工事の管理指針の中では、エコマテリアル電線を使用することが求められているため、材料をあえてこの要求水準書に指定したものであります。

私どもが進めております小樽市新総合体育館の整備はDB方式でありまして、この工法における要求水準書では、従来工法における仕様書のように建築資材を細かく指定するといったようなものではございません。あくまでも性能や水準といったものをお示しした中で、事業者から仕様を満たした材料の提案を受けることになるといったことで御理解いただきたいと思っております。

○白川委員

エコマテリアル電線はあえて記載したということで理解いたしました。あとは、事業者の提案がどのような内容になるのかということに期待したいと思っております。

次に、「第2節 設計業務対象施設に係る要件」の「1. 本施設」、（1）体育館の項目カ、キッズスペースの部分です。

ここで「土足禁止とし、外履きから内履きに履きかえるスペースを設け、下足入れを設置すること。」とあり、初めて土足とか内履き、外履きという言葉が出てきているのですが、そもそも体育館自体、どこまで土足で入れるのかということは今まで確認できていなかったと思っております、ここの部分についてお聞かせいただけますか。

○（教育）木村主幹

各階のエントランスホール等の共用部分につきましては、基本的に土足利用を想定しており、各室の入り口に下

足入れを設置するよう、小樽市新総合体育館整備事業要求水準書（案）の中で求めております。

現総合体育館につきましては、御存じのとおり玄関で上履きに履き替えられますけれども、小樽市新総合体育館整備に当たり、私どもが幾つか視察した道内の比較的新しい体育館につきましては、エントランスホールなどの共用部分についても土足利用が多くなっているという現状に鑑みまして、こういった共用部分、エントランスホールを含めて土足という形を取り入れたものでございます。

○白川委員

次に、項目サ、トイレについてです。（ア）男子トイレ、女子トイレの項目bに、「一部のトイレには、男女の大便秘比を変更できるような移動間仕切を設けるなど、利用実態に応じて柔軟に変更できるよう可能な限り配慮すること。」とあります。

男子トイレ、女子トイレの個室が並んで併設されていて、そこで間仕切りが移動するというイメージを持っているのですが、そうなったときの使用時の音の配慮というのはなされるものなのでしょうか、お聞かせください。

○（教育）近藤主幹

イメージとしては、委員のおっしゃったとおり、男女のトイレが並んであって、真ん中の仕切りを動かせるような仕組みになることで、例えば、全道的女子バスケットボール大会であれば、女子トイレのほうを使う比率が当然、高くなりますので、そういうので柔軟に対応できるトイレを検討してほしいという意味でございます。

音の関係でございますが、実際に私も導入しているところを見てきたのですが、間仕切りといっても相当厚い防音性のありそうな壁でございます。密閉されていて、当然、向こう側は完全に遮蔽されている形でありましたので、まず、音については全く問題ないのではないかと考えてございます。

また、念のために一応、導入しているところにも、そういった苦情が来たことがあるかということを問合せたのですが、そういった苦情については今のところ来たことがないということなので、大丈夫ではないかと考えてございます。

○白川委員

配慮がなされているということで安心しました。

続いて、項目g、「停電時においても使用可能なトイレを一部設置すること。」とありますけれども、「第2章 設計業務」、「第1節 設計業務における基本的な考え方」の「5. 設備計画の考え方」の（4）給排水衛生設備の項目aに「給水方式は、受水槽方式とし、水槽内の水は災害時にも利用できるようにすること。ただし、飲み水系統（給湯室など）とバリアフリートイレの各1か所を直圧系統とすること。」とありました。

停電時においても使用可能なトイレというと、直結直圧方式で水を流すようにするのか。そうなると、給水方式は受水槽方式としという条件から外れてしまうと思うのですが、ここで言う停電時においても使用可能なトイレというのは、バリアフリートイレに限るという解釈でいいのでしょうか。

○（教育）木村主幹

停電時の水の供給方法ということでございますけれども、新総合体育館自体、停電時ではない通常時はまず受水槽方式になります。停電になりますと、当然ではございますけれども、受水槽からの水の供給がストップしてしまうということを懸念して、飲み水系統1か所で給湯室などを想定しており、あと、バリアフリートイレに水が供給できるよう直圧系統を設けたというものでございます。

バリアフリートイレはそういったことで水を供給できますし、あるいはこの施設にはプールもございますので、一般の男女別のトイレ、通常のトイレにつきましても本施設内のプールの水を利用することによって、バケツで水をくんでいくといった手間はありますが、こういった水を利用してトイレが使用できるというようなことも一つ考えられるかと考えております。

○白川委員

ここで1個、確認したいことがあって、お聞きしたかったのですが、プールの水は受水槽から来るのですか、それとも直接、引っ張る感じになるのですか。

○（教育）近藤主幹

プール槽の中の水をどこから持ってくるのかという話だと思うのですが、それは直ではなくて、当然、一旦、受水槽に溜めた上で、圧力をかけてプールに入れるという仕組みになります。

○白川委員

何点か細かいところを質問させていただいたのですけれども、やはり、進めるからには、いい施設を造ってほしいという思いがすごくありまして、健康拠点としてしっかりとにぎわいを創出して、そして、災害時には、市民の命を守る拠点として活躍していただきたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎自主防災組織の結成数の増加と消防団の加入率向上について

次に、自主防災組織結成数増加と消防団加入率向上について何点か質問をさせていただきたいと思ひます。

最初に、本年1月1日に発生した能登半島地震とその後の対応について、2月6日の報道で、松本総務大臣は、全国の自治体に対して消防団員を確保し、地域防災の充実を図るよう求める書簡を出したとありました。

全国で消防団員が減少する中、石川県輪島市や珠洲市では合わせておよそ600人の消防団員が大津波警報を受けての避難誘導や倒壊した家屋で救助に当たるなど、重要な役割を果たしたということでした。

また、土のうを使って道路の応急復旧に当たったり、消防車両で防犯パトロールを行ったりするなど、ふだん行わない活動にも力を発揮されたとのことでした。私自身も昨年12月から消防団の活動に参加した者として、被災地での率先行動に努める消防団員、消防団をはじめとする皆様に敬意を表するものでございます。

そこで伺ひしたいのですが、総務省消防庁によると、全国の消防団員数は1955年、これは昭和30年で、およそ202万人から年々減少し、本年4月時点で76万人余りとなっているという報道を目にしました。

そこで聞きたかったのですが、先ほどの佐々木委員と質問がかぶるところもあるかもしれないのですけれども観念の違ひからお答えいただきたいのですが、消防団員について、本市におけるピーク時の人数と現在の人数をお示しいただけますでしょうか。

○（消防）中尾主幹

本市の消防団員数につきましては、昭和33年がピークで950人、令和6年4月1日現在の消防団員数は299人となっております。

○白川委員

3割弱に減っているという状況であることが理解できました。

続いて、自主防災組織について確認したいのですけれども、私は、令和5年第3回定例会で、本市での自主防災組織の結成が進まない理由の調査分析の進捗について質問させていただきました。それについての御答弁で、本市がこれまで大きな災害に見舞われた経験が少ないため、市民の防災意識が高くはないこと、そして、本市の高齢化率が既に40%を超え、町内会役員等の担い手が不足しているとの2点が主な要因であるとのことでした。

また、昨年7月に埼玉県春日部市と新たに都市間協定を締結され、同市は自主防災率が高いことから、今後、同市の取組を参考にしてまいりたいと考えているということでしたが、現在までに埼玉県春日部市との連携協定で参考している自主防災組織の取組があれば、それはどういった取組で、本市にどういふふうにかしているのか、お示しいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市と都市間協定を結んでいる埼玉県春日部市における自主防災組織の結成数は195自治会と伺っており、本市の10町内会と比べれば、非常に多い状況にあります。

例えば、埼玉県春日部市が行っている自主防災組織の活動への防災士の関与については、本市としてどのような取組が行えるか検討してまいりたいと考えております。

○白川委員

今、情報共有されているというところで理解いたしました。

次に、総務省消防庁のホームページを確認させてもらったのですが、2月16日付の報道資料で、令和5年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）に、銭函少年消防クラブが優良な少年消防クラブ（30クラブ）の中に選ばれたことが掲載されておりました。

令和5年5月1日時点の全国のクラブ数は4,106クラブで、その中から選ばれる30クラブに入っているということだったのですけれども、そこから遡ると、その前年も令和5年3月17日付の報道資料では、令和4年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）に、桂岡少年（少女）消防クラブが優良な少年消防クラブ30クラブの中に選ばれたことが掲載されておりました。

この表彰は、少年消防クラブ員や指導者の意識の高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的として、昭和29年度より継続して実施される歴史があるもので、所属する児童、そして指導者のふだんからの防災意識を持った活動のたまものにはほかならないと考えるのですが、これはどういう活動が表彰されたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（消防）予防課長

優良な少年消防クラブとして表彰された本市のクラブ活動につきましては、町内会における防火防災パレードや住宅用火災警報器勉強会を行うなど、地域の防火防災活動に貢献しているほか、消防体験研修会への参加、防火・防災ポスターコンクールへの出品などの活動が評価されたものであります。

○白川委員

多分、参加されている子供からしたら、学校が終わってからの時間とか、休日を使ってそういった活動に専念されたことが結果として認められたのではないかと考えるのです。そういった所属している子供も活動していることへの自信にもつながると思いますし、この表彰が本市でもっとアピールされてもいいのではないかと考えています。もっと周知評価されてもいいのではないのでしょうかと、これについて御所見を伺いたいのですが、お聞かせいただけますでしょうか。

○（消防）予防課長

表彰された二つの少年消防クラブのアピールにつきましては、少年消防クラブ指導者会議において詳細を報告したほか、桂岡少年（少女）消防クラブでは市長への表敬訪問を行い、報道機関に取り上げられ、その様子を消防本部のエックスにも投稿したところであります。

○白川委員

報道機関にも紹介されたということで、多分、今回対象となった方々は、いい思い出にもなったのかと思います。

ここで、現在の本市での少年消防クラブ数と所属人数についてお聞かせいただきたいと思っております。

それと、少子化に伴って現在の組織数に落ち着いていると思うのですが、併せてピーク時の組織数はどのぐらいあったのか、所属人数も含めてお示しください。

○（消防）予防課長

本市の少年消防クラブ数と人数につきましては、ピーク時は平成16年の12クラブ、215人で、令和6年4月1日現在は11クラブのうち6クラブが休部中で、活動しているクラブは5クラブとなり、クラブ員は70人となっております。

○白川委員

実働が半数以下という形なのです。

ちなみに、少年消防クラブの募集はどのように行っているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（消防）予防課長

少年消防クラブ員の募集につきましては、市のホームページに、現在活動中の5クラブがクラブ員を募集している旨を案内しているほか、各クラブが町内会や近隣の小学校に募集を行っております。

○白川委員

1個確認ですが、クラブの子供が募集の活動を行っているのか、それとも指導者の方が行っているのかというところでお聞かせいただけますでしょうか。

○（消防）予防課長

クラブ員の子供たちが行っているのではなく、基本的には、町内会またはその指導者が中心となって行っております。

○白川委員

次に、少年消防クラブという名前からイメージしてしまっているのですけれども、小学校の卒業と同時に少年消防クラブの活動は終了になるのかと思うのですが、その認識で合っているのでしょうか。

また、中学生向けの組織はあつたりするのか、お聞かせください。

○（消防）予防課長

市内の少年消防クラブの運営は、町内会活動の一環として行っており、基本的に小学校を卒業すると同時に卒団となりますが、一部のクラブでは、残留を希望するクラブ員が引き続き活動を行っております。

○白川委員

ちなみにお聞きしたかったのですが、残留されている中学生以上の生徒は何名ぐらいいらっしゃるか、分かればお示しください。

○（消防）予防課長

現在、残留しております中学生のクラブ員は2名であります。

○白川委員

現状から言うと、小学校まで少年消防クラブで活動して、中学校以降、卒団という形でそういった機会が極端に減ることで防災意識の醸成に影響があるのかと感じるのです。

それについて、今、何か中学生向けにされている取組等があればお示しただいて、また、中学生の感想や反応などもあればお示しいただければと思うのですけれども、お願いいたします。

○（消防）予防課長

中学生向けの活動につきましては、以前は小学生を対象としていた消防体験研修会と防火・防災ポスターコンクールを中学生まで拡大して参加可能とし、中学生の防災意識の向上を図っております。

参加している中学生は、表彰などをされておりますので、有意義であるものと感じているのではないかと考えております。

○白川委員

活動されているということで確認いたしました。

私も、ここで中学生の世代に注目しております、昨年になるのですが、我々公明党小樽市議会議員団で、昨年11月に会派視察で、東京都荒川区に伺いました。

テーマは、「部活動で自律的な行動力を養い災害対策を“自分事化”する。」です。地震に弱い地盤の地域や災害のリスクが非常に高い木造密集地域でもある東京都荒川区というところで、区全体的に防災意識が高いというところもあって、ほかの部活動とも掛け持ちが可能な防災部という部活動を区内の各公立中学校に設立しまして、防災ジュニアリーダーの育成を進めていると。区内の公立中学生3,300人のうち、防災部には約300名所属しております。

て、「助けられる人から助ける人へ」というスローガンの下で活動しているというところでした。

そこでは、代表者の方が被災地の訪問や防災対策会議を開いたりとか、一般財団法人防災検定協会で実施している検定の受検を推進したり、東京都荒川区の防災課で開催している防災イベントで消火器の取扱いやAEDの体験など多岐にわたっているというところでもございました。

こういった形で、中学生が防災活動を部活動形式で展開しているのですが、本市では中学生向けに行える活動として、今後の部分で何かあればお示しいただけますでしょうか。

○（消防）予防課長

消防体験研修会や防火・防災ポスターコンクールに中学生の参加があることから、これらの機会を通じて、中学生世代の防災意識向上に効果的な活動について、他都市で行っている先進事例も参考にして研究していきたいと考えております。

○白川委員

市内の児童・生徒が防災活動に参加するという事は、地域貢献の部分でも非常に重要なことと考えておりまして、事が起きたときに現実問題として体力勝負となる場合もあるかと思えます。そういうときに体力がついてきた中学生の年代の生徒は、非常に大事な人材となるのではないかと考えております。

もう一つ、東京都荒川区の例を挙げさせていただきたかったのですが、地域と連携した防災訓練や町内会、消防団、消防署と、避難所開設訓練を行っているところに中学生も参加しているそうなのです。町内会だけだと、幹部の方や高齢の方が多くて動くとなるとなかなか大変に見えてしまうのですけれども、そこに中学生が入ると、やはり、のみ込みが早いというのもあると思うのですが、指導されたことに対してテキパキ動けますし、毎年できていけば中学校1年生から参加すれば、1年生は先輩にくっつきながら勉強して覚えて、2年生は勝手に分かってくるので、自分が次に何をやるかというのが分かってくると。それで、3年生になると指導できるようになるということで、年数を踏んでいくことで徐々に生徒たちもやれることが増えて、パフォーマンスが上がって、そこに地域の方々も助かって、結果、生徒たちにお褒めの言葉もいただけて、生徒たちが積極的に参加できるようになったというエピソードもありました。それがあって、地域の方との顔のつながりもできるという、地域の中で、より幅広い年齢層での一体感が生まれたという事例もございました。

こういった東京都荒川区の事例を踏まえて、将来的に自主防災組織の結成数の増加や、消防団への加入の促進につなげられればと、長期的な目で考えているのですが、これについて見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○（総務）災害対策室安藤主幹

東京都荒川区立の中学校で防災部を結成し、防災意識の高揚を図っているという取組につきまして、地域に所在する公立の中学校で部活動として中学生が活動することは、父兄も含めた地域の皆さんの防災意識の高揚を促すものと考えております。

○（消防）中尾主幹

東京都荒川区の例を踏まえた消防団の加入促進につきましては、本市では防災部のような形ではありませんが、幼少期から防災意識を啓発することは有意義であると考えており、少年消防クラブでの活動や消防が実施する行事を通じて、子供たちが消防団員と交流を図ることで、消防団活動の理解を促進し、将来的な消防団への加入につながることを期待しております。

○白川委員

今回は、部活動としての活動を例として挙げさせていただいたのですが、やはり、背景が小樽市と東京都荒川区では違いますので、やれること、やれないことというのは結構、出てくると思います。

そういった中で、やれるところから取りかかってほしいという思いがありまして、やはり今何があるか分からない気象状況の中で生きているというのもありますし、やはり市民の命を守るという役割が市には課せられていると

思いますので、そういった部分をしっかりと皆の力を合わせて発揮していけるように取り組んでいければと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたしまして、私からは以上とさせていただきます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎「小樽市宿泊税条例（原案の概要）」に係るパブリックコメントの実施について

宿泊税については、産業港湾部で議論が今まで進められてきた内容だと思っておりますけれども、今回、報告があった部分についてお聞きします。

課税の方法についてですが、宿泊事業者に対して負担がなるべくかからないよう簡素な制度にするということで、1人一律200円の課税ということになりました。

その一方で、帳簿の記載などの義務に違反した場合、罰則規定を設ける予定とあります。

ここは少し事業者にとって負担が大きいのではないかと思ったのですが、もしこれで答えられるところがあればお願いします。

○（財政）市民税課長

宿泊税に関しましては、納税義務者である宿泊者が支払った税を特別徴収義務者となる宿泊事業者が集計した上で申告納入するという制度であります。

これは申告の基礎となる内容を宿泊事業者で的確に把握することが不可欠でありまして、そのためには帳簿の記載・保管といったことが適正に行われなければならないと、帳簿の記載義務等の違反行為については、宿泊税の制度の適切な運営を妨げる可能性があると考えておりまして、そのことから罰則規定を設けることとしております。

○松井委員

事業者に対して、アンケートとか説明会を進めてきたということです。事業者の意見が気になる場所ですが、今日はお聞きしません。

特別徴収義務者への奨励金交付金というのがありました。納税額に一定の割合を乗じた金額を交付する制度を設ける予定ということになってはいますが、宿泊税を新たに導入となると領収書の発行のシステム改修ということが発生してくると思うのですが、そういう経費も交付金で充てられるのか、補助金のようなものがあるのか、お聞かせください。

○（財政）市民税課長

まず、宿泊事業者の方に対する奨励金につきましては、導入後に宿泊税の納入額に一定の割合を乗じた金額を交付するという性質のものであります。宿泊税の導入の前に必要となる事業者のシステム改修等に対しましては、補助の有無も含めて負担を軽減するように検討しているところでございます。

○松井委員

それでは、納税義務の免除等というところで、宿泊者から宿泊税を受け取ることができなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、申告によって免税とあります。これにはどのようなことが想定されるのか。例えば、宿泊者が税の支払いを拒んで税をもらうことができなかったという場合は当てはまるのかなどについてお聞かせください。

○（財政）市民税課長

ここで言うております納入義務の免除につきましては、例えば、宿泊事業者が宿泊税の立替払いを行った際に、その後、宿泊者から宿泊税を受けることができなくなってしまう場合は、宿泊者が税を払うことを拒むといった場合ではなくて、例えば、旅行会社に先に納税義務者がお金を払いました、その後に宿泊して宿泊事業者に旅行会社からお金が入るのが納入よりも後になる、先に立替払いで宿泊事業者が市に払い込んでくるのですけれども、例えば、その後、旅行会社が倒産などがあって立替払いした分が回収できないといったときの規定となっております。

あと、天災等やむを得ない事情で徴収できなかった場合にまだ宿泊税を納入していないときは、その義務を免除できるということを想定しております。

○松井委員

それでは、例えば、宿泊者が宿泊税を拒んで払わない場合は、宿泊者には罰則はあるのでしょうか。

また、その場合でも、事業者は自治体へ納入する義務があるのでしょうか、お願いします。

○（財政）市民税課長

宿泊者が納税を拒んだ場合、この場合の罰則規定はございません。

また、実際に宿泊者から税を受け取っていない場合においても、課税対象となる宿泊があれば宿泊事業者には申告納入をする義務がございます。

○松井委員

宿泊者からもらえなくても、納入の義務はあるということなのです。

では、宿泊者からの徴収に対して、宿泊料をクレジットカード決済される場合が多いと思うのですけれども、その場合も宿泊税もクレジットカード決済をすることが可能なのか。

○（財政）市民税課長

宿泊税の納入につきましては現金のみということではなくて、旅行会社や宿泊事業者と宿泊者の取決めによります。

○松井委員

徴収した税なのですが、宿泊税基金のようなものにプールされるような形になるのかどうか、お聞かせください。

○（財政）市民税課長

基金の創設なども含めまして目的税でございますので、目的税の趣旨に沿った用途について今後、検討してまいります。

○松井委員

宿泊税なのですが、一旦決まったら、それは恒久的なものになるのでしょうか。

○（財政）市民税課長

施行後およそ5年ごとに社会情勢の変化等を勘案しまして、制度について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずる旨を条例に規定する予定でございます。

○松井委員

◎消防署オタモイ支署蘭島支所の廃止について

次に、消防署オタモイ支署蘭島支所の廃止について伺います。

令和6年第2回定例会で蘭島支所を来年3月で廃止するということについて報告がありました。その後、住民説明会を行うということでしたので、私は質問で、進め方が乱暴ではないかということもお伝えさせていただいて、丁寧に意見を聞くということをお願いしていました。

説明会が開催されたと思うのですが、説明会での意見や反応、また、賛否などについてお聞かせください。

○（消防）総務課長

住民説明会を開催したときの住民からの意見につきましては、主な反対の意見といたしまして、廃止が決定して

いるのに住民説明会を開催するのは意味がない、廃止の判断に至った三つの要件を容認できない、消防署と消防職員に対する期待と信頼は大きく、消防があると地域住民は安心できるなどの意見がございました。

また、反対以外の主な意見といたしましては、蘭島支所を廃止するのは結構だが、火災のときだけは万全を期すように要望する、蘭島支所廃止に至った経緯は理解した、日常生活を送る上で、安全という部分でそごがないような消防体制をお願いするなどの意見がございました。

○松井委員

賛否についてはどのような感じでしたか。

○（消防）総務課長

賛否につきましては、先ほど申し上げたとおり、明らかな反対の意見がございました。

賛成の意見というのは、明らかに表明される方はおりませんでしたので、廃止に至った経緯の説明と消防力の集約、現在一番ニーズがある救急隊の専従化を説明することによって、体制については理解したということでお話をいただいております。

○松井委員

やはり、反対の声が結構多かったのだと今お聞きしました。

消防があるだけで安心という住民の方は多いと思うのです。消防の方は丁寧に説明していただいたと思うのですが、特に蘭島・忍路の地域で反対の声が強くなっていきます。先日、蘭島支所の存続を求める蘭島・忍路住民の会も立ち上がりました。反対署名を集めるという取組が始まっています。

実際、ここまで反対の声が強くなるということは想定していましたでしょうか。

○（消防）総務課長

住民の方による反対の取組の想定につきましては、蘭島支所の廃止に至った経緯の説明に対し、住民の皆様から様々な意見があることは一定程度、想定していたところでございます。

○松井委員

住民の方が反対する理由の一つに三つの廃止の理由というのがありますけれども、やはり一番大きいのは、三つの廃止の理由に根拠がないというふうにおっしゃる方が多いです。

その一つ、移動時間を短縮されたといっても1分少しということで、住民の方がおっしゃるには8月26日にフゴppetunnelの手前で発生した火災があったということで、その際に蘭島支所からの消防車は約6分で駆けつけたと。オタモイ支署からは約12分かかって到着したということで、やはり差があり、根拠がないという思いを強くしていらっしゃいます。

実際に8月26日の火災の状況で、所要時間や時間差がどうであったのか、お聞かせください。

○（消防）警防課長

令和6年8月26日に発生しました蘭島1丁目の火災につきましては、蘭島支所の車両が現場に到着するまで要した時間は約7分、オタモイ支署の車両が現場に到着するまでに要した時間は約12分で、その時間差は5分となっております。

○松井委員

7分と12分で5分の差があったということで、建物が燃えているその不安の中で5分というのは、非常に長い時間なのだろうと推測します。

住民の方が反対する二つ目の理由として、まちが寂れてしまうという住民の方の思いがあるのです。商店街も病院もないと、ガソリンスタンドも介護施設も最近撤退してしまつたと。そんな中で、公共機関として、小中併置校と駐在所、郵便局しか残らなくなつてしまつと。まちを寂れさせないでほしい、住民が元気になるまちづくりを進めてほしいという思いがあると思われるのです。

この意見は住民説明会でもお聞きになっていると思いますので、まちづくりという課題については、消防だけでは解決できる問題ではないと思いますので、今、質問いたしませんけれども、住民の方の思いは非常に理解できません。

住民が廃止しないでほしいと強く要望しています。これから署名も集められると思いますが、日本共産党は、多くの住民の反対の声を無視して廃止を強行するべきではないのではないかと考えています。

令和6年第2回定例会でも申し上げたのですが、消防力の低下につながる蘭島支所の廃止ではなくて、消防職員を増やすことこそ必要だと考えていることを申し上げまして、次の質問に移ります。

◎男性の育児休業取得について

次に、男性の育児休業取得について伺います。本会議でも質問がありましたが、日本共産党も度々質問してまいりました。

令和5年第4回定例会総務常任委員会でも私は、男性の育児休業取得についてお聞きいたしました。政府は、男性公務員の1週間以上の育休取得率の目標を2025年までに85%に引き上げました。本市の目標については、2024年までに20%となっていますけれども、政府の目標値を踏まえて、引上げを検討していると市長から本会議で答弁がありました。

令和5年第4回定例会の総務常任委員会で私がお聞きしたときには、できれば令和6年度当初まで、遅くとも令和6年度の早い時期までには、目標値を掲げる方向で検討したいと答弁があったのです。

いまだに目標が定まらないというのはどういう理由からか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

目標の引上げが遅れているというところなのですが、政府の掲げた目標というのが2025年、要は令和7年の目標ということでした。今お話がありましたとおり、現状の本市の男性の育休目標というのがそれを定めている次世代育成支援対策推進法の特定事業主行動計画というのがあるのですが、この根拠になっている法律の期限が令和6年度までだったということもありまして、それとの兼ね合いで、計画期間も令和6年度までということになったものですから、今お話があったように令和6年度の目標ということになっております。

今回、次世代育成支援対策推進法が今年5月に10年延長ということになって可決されたということで、本市の次世代育成支援対策推進法の行動計画も今後、伸ばしていくということになるのですが、国の令和7年に85%という目標値を踏まえまして、まず、本市の目標の年度をいつに設定するかということと、男性の育休目標を定めている計画が次世代育成支援対策推進法の行動計画のほかに、小樽市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画もあるのですが、この二つある計画を統合するかどうかということなども担当課レベルで検討していて時間がかかっておりまして、まだ引上げということも含めて、庁内合意の構成ができていないということが理由ではあります。

今後できるだけ早く取り組みまして、年内には何とか引き上げるということを進めたいとは考えているところであります。

○松井委員

2022年度の取得率が28.2%、2023年度は44%ということで、15.8%と大きく前進しています。ただ、私が昨年12月にお聞きした時点では50%ぐらいでしたので、その後、取得が難しかったのかと感じました。

職場によっては取得しづらいケースもあるとお聞きしたのですが、時期によっても、例えば、年度末業務は忙しくて有休が取りづらいという時期的なものはあるのでしょうか。

○（総務）職員課長

昨年12月に令和5年度はその時点で50%とお答えしていましたが、令和5年度ということであると、令和5年度末近くに子供が生まれて育休取得可能となったのだけれども、実際は令和5年度中に取得しないで令和6年度に入

ってから早々に取得したという男性職員が3名いたということで、年度替わりのときに取得可能になったという職員が少し多かったのかということのほか、理由は一人一人に聞き取りしたわけではありませんので推測ということになりますが、やはり、年度替わりの時期ということで、割とどこの職場も少し繁忙というところが多いかと思えますので、そういった意味で時期的なものもあって取得しづらいというものも少なからずあるのではないかと思っております。

○松井委員

年度替わりとか、そういう事情もあるのだとお聞きしました。

2023年度の育休対象男性職員の人数と、育休を取った職員の人数をお聞かせいただけますか。

○（総務）職員課長

育休の対象人数ということで、病院局とか消防本部も含めた市全体の正規職員でお答えさせていただきますが、対象人数イコール取得可能人数が50名で、実際に取得した人数が22名で44%ということになります。

○松井委員

育休取得50人のうち22人、44%、半分以下なのだとということが分かります。

たとえ1週間とか短い期間であっても、できれば100%近くの男性が取れないものかと、取れるとすばらしいとは思いますが、せめて半分以上が取れるといいと思います。

取得期間についてなのですが、2023年度の取得期間は1か月以下が一番多くて45.5%、次いで3か月以上が31.8%、1か月から3か月以下が22.7%という順番だとお聞きしました。取得率が上がったとはいえ、1か月以下という短い取得が多いのだと感じましたけれども、これはどういった理由からでしょうか。

○（総務）職員課長

これも一人一人に理由を確認しているわけではないので、推測になるのですが、女性の場合は、産前産後休暇というのは必ず取りますから、それに引き続きの流れで長期間取得するというような場合が多いのですが、男性はまず産前産後がないということが考えられるのかと。

それと、まずは短期間でもいいから取得しようという趣旨だと思われるのですが、子供が生まれて57日以内に取得できるという、いわゆる産後パパ育休の制度が拡充されてできたということで、まず、短期間の方が多いということが理由としては考えられるのかと思っております。

ただ、先ほど委員から御紹介ありましたとおり、3か月以上の取得者も増えてきている傾向がございますので、引き続き、長く取ってもらえるような育児休業を取得しやすい環境整備ということに努めなければならないとは考えております。

○松井委員

短期が多いとはいえ、やはりこの数年で、特に3か月を超えるという長期の取得の方も大変増えています。いろいろ努力されてきているのだと思うのです。

苦勞されている中でどのような取組が行われているのか、また、今後、取り組みたいと思っていることがあればお聞かせください。

○（総務）職員課長

育児休業取得の取組ということで、これまでやってきたことで申し上げますと、ずっと昔からやっているのですが、令和4年度に今申し上げたような産後パパ育休などの制度の拡充というのがございまして、そのタイミングで職員向けの子育てハンドブックというのをつくっておりますが、改定しまして、制度の周知に努めたことで、やはり制度が拡充された4年度の後半から取得者が大きく増えてきたという傾向が見られました。

また、そもそも令和4年度、令和5年度と欠員がかなり発生していて、環境整備という部分で課題があったと思うのですが、令和6年度当初の段階では、欠員の数というのはありますが、大きく減少させたということも一つ育

休取得の向上ということでは、一定程度の寄与はしているのかとは思っております。

今後の取組ということで申し上げますと、まずは欠員を発生させない、きちんと職場体制を整えるということに努めていくということや、以前、行っていた部分で、今年の春とかはできなかったのですが男性職員の育児参加を促すためのパンフレットの配布というのをしていたことがありまして、これを今後、また配布していくということもやっていきたいと思っております。新たなものとしましては、子供が生まれた際の手続のチェックシートというのを配布することで、手続をする中で育休も取ることの周知ということを進めることで、育児休業の取得率の向上ということに努めていきたいと思っております。

また、育休取得の代替の部分の効果的な仕組みというのは、引き続き向上のためにも検討していかなければならないとは考えております。

○松井委員

手続のためのチェックシートとか、いろいろ導入されるといいと期待しています。

取得を進めるために、課題だと思ふことがあればお聞かせください。

○（総務）職員課長

今まで申し上げていることと少し重複する部分もあるのですが、まずは育休を取得しやすい環境整備という部分で、欠員をその職場に出さない、減らす、さらにはなくするということや、今はDX推進ということで取り組んでいます。業務改善を進めて業務量を軽減するといったことが必要かと思っております。

また、管理職など育休を取る職員の周囲の職員の育児休業に対する理解、認識共有というのは非常に重要であると考えておりますので、現状ですと、育休に関する研修ということまでには行ってはいないのですけれども、今後、必要に応じて研修を実施するということや、繰り返しになりますが、育休取得の代替という部分での効果的な仕組みというのを検討していく必要があるとは考えております。

○松井委員

代替のことでは苦労されていると思います。

やはり、職員不足ということが言われている中ですので、人をどう配置するかというのは本当に悩ましい問題だと思いますし、思い切った対策も必要だろうと思います。

令和5年第4回定例会で会計年度任用職員ではない任期付の臨時職員を雇う体制づくりが必要ではないかとお聞きしたときに、条例を持っていないというお話がありました。

条例のお話がありましたけれども、検討を進めるお考えはないのかを再度お聞きします。

○（総務）職員課長

育休代替につきましての仕組みの部分で、現状は会計年度任用職員で対応しているというのは御承知のとおりなのですが、もし任期付職員を導入したとしても、実際に代替で入る職場のOB、OGというか、経験者でないと、育児休業の取得者の業務を本当に即戦力でカバーするというのは難しいのかと。そういう意味で申し上げますと、会計年度任用職員と任期付職員で、代替としての効果という部分でいうと、あまり大きな差はないのかとは考えているところもあります。そういうこともありまして、当面は育休代替というのは、引き続き会計年度任用職員での対応となるのかと思っております。

先ほど申し上げたことと少し重複はするのですが、代替の制度として、効果的と思われる取組ということでは、ほかの自治体の事例の研究などを含めまして、引き続き検討をしていきたいと、その必要があるとは考えております。

○松井委員

若い職員の方、あと子育て世代の職員の方は、本市の職員になって、働きやすい職場だと感じていただけるといふと思うのです。子育ての喜びとか、大変さも含めて、しっかり経験できる、そういう環境整備は大変だと思うの

ですけれども、子育て重点政策を掲げている本市の課題を乗り越えるための、市の姿勢を示す大変重要な課題だと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時03分

再開 午後5時18分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○松井委員

日本共産党を代表して、議案第26号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については、採択を主張し、討論を行います。

議案第26号です。世界では、ウクライナ侵略を続けるロシアのプーチン政権が核演習や核威嚇を行い、米国をはじめ、NATO諸国も核抑止力の拡大強化を唱えるなど、核をめぐる危険な情勢の中、日本政府もそれに追随する姿勢を取っています。唯一の戦争被爆国である日本政府に求められるのは、被爆国にふさわしい自主的平和的外交です。日本政府の政治的決断を後押ししていくためにも、地方から核兵器廃絶の世論を高めていくことが重要です。そのためにも、本条例案の制定が求められます。

陳情第1号です。塩谷地区の住民の足としての交通の便が悪化の一途をたどる中、自家用車を持たない高齢者などは通院や買物にもタクシーを利用しなければならない状況だということです。オタモイまで来ているばるて築港線をせめて午前、午後でそれぞれ1往復延伸してほしいとの要求は妥当なものであり、理解できます。

陳情第2号です。塩谷小学校は、小規模校ならではの取組を地域と一緒にしている学校であり、小樽市の指定避難所及び指定緊急避難場所として、地域住民の安心・安全の拠点としての役割も果たしています。地域におけるコミュニティーの核としても重要な存在です。塩谷小学校の存続は必要と考えます。

陳情第5号です。今なお物価高騰が続き、労働環境の向上も進まない中、現役世代の子育て世代の経済状況は大変です。無償を基本とする教育の一環である学校給食は、国の予算で無償化を進めるべきですが、そうならない以上、まずは自治体として子育て世帯を応援すべきと考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第26号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において、本件に対する可否を裁決いたします。

本件につきましては、委員長は否決と裁決いたします。

次に、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

陳情及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。